

平成22年第1回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成22年3月9日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 4時31分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

会議録署名議員の指名(追加)

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	池田 亨 君	2番	出合 孝司 君
	3番	国忠 崇史 君	4番	井上 久嗣 君
	5番	丹 正臣 君	6番	粥川 章 君
	7番	小池 浩美 君	8番	柿崎 由美子 君
	9番	中村 稔 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	19番	菅原 清一郎 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

欠席議員(1名)

18番 伊藤 隆雄 君

出席説明員

市 長	牧野 勇司 君	副 市 長	相山 佳則 君
副 市 長	城守 正廣 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木 久典 君
市民部長	有馬 芳孝 君	保健福祉部長	織田 勝 君
経済部長	伊藤 暁 君	建設水道部長	土岐 浩二 君
朝日総合支所長	川越 一男 君		

市立病院院長 吉田博行君

教育委員会会長 尾崎学君

教育委員会 教育部長 辻正信君

農業委員会会長 松川英一君

監査委員 三原紘隆君

教育委員会会長 安川登志男君

農業委員会会長 山本良文君

監査委員会局長 谷口春三君

事務局出席者

議会事務局局長 藤田功君

議会事務局 査査課主任 東川晃宏君

議会事務局 議事課主任 岡村慎哉君

議会事務局局長 小ヶ島清一君

議会事務局 議事課主任 御代田知香君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。18番 伊藤隆雄議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) ただいま会議録署名議員に欠員が生じたので、21番 神田壽昭議員を追加して指名いたします。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は13名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

3番 国忠崇史議員。

3番(国忠崇史君)(登壇) 2010年第1回定例会に当たり一般質問を行います。

牧野市政になって初めての予算編成が行われたわけですが、総論として一言感想を申し上げます。

これは、市長選挙当時のマニフェストが極めて忠実に反映された予算であり、国政におけるマニフェストをめぐる右往左往をしり目に、よくぞ財源を確保し、教育、医療、介護、保育という市民福祉分野にできる限り手厚く盛ると、そういった努力がうかがえました。

私は、この積極的な予算をより補強し、魂を入れ、より高い次元で来年度365日の市民生活に生かしていく立場に立ち、3つのテーマにわたり質問を行う所存であります。

第1のテーマは、市立保育園・児童館の運営についてであります。

士別市立保育園の再編が近づいております。他方で、政府においては保育所設置基準の緩和が行われ、都市部では、保育園になかなか入れない待機児の解消を名目として、園児1人当たり床面積規制が取り払われるなどしています。更に、地域主権を口実にして、保育園の施設としての最低基準は自治体にゆだねようという議論も現実化しております。しかし、政府はその反面、保育内容についてはある意味、むしろ規制を厳しくしており、保育所保育指針、保育要領が2009年度から改定され、認可保育所については、保育計画、保育課程づくり、そして小学校との連携などが義務化及び定式化され、この点では地域主権の介在する余地もなく、ある

意味、型にはまった保育政策が行われています。

保育園児が1日の大半を過ごす環境の面や保育士の労働条件等は市町村に任せ、しかし、保育時間の使い方はもっと教育的な色彩を強めるために国が直接乗り出すと、そういうのはちょっとどうもちぐはぐな気がいたします。思いますにこれは、将来の幼保一元化をにらんで、保育園では教育活動を取り入れ、はたまた幼稚園ではより長時間の保育をとという相互乗り入れの布石ともとらえることができますが、この保育所保育指針、保育要領改定の影響は市内の保育園においてはどのように出ているのかをまずお聞きいたします。

保育士の事務量が増え、小・中学校の先生並みに忙しくなってはいないでしょうか。保育園では、園児から離れて事務をする時間の確保が難しく、せいぜいお昼寝時間のみが落ち着いてデスクワークできる時間帯なのであります。保育現場の状況、保育士等職員の労働時間の増減など、データを示し、お答えいただきたく思います。

続いて、延長保育と休日保育の導入に向けた準備について伺います。

延長保育に残留する児童の夕食を日々調理している私の体験から言うと、延長保育とは、保護者が残業で迎えに来られず、かわいそうな子供が、寂しく、仕方なく受けるものではありません。子供が喜んで残留し、日中の園児多数の歓声が響く状況とは一味違った、少人数で家庭的な雰囲気の中で、保育士と児童が温かい夕食を囲みながら、こもこも話をしているうちに保護者が迎えに来る、それがよりよい延長保育の姿だと考えております。

ポイントは、当の子供が延長を喜んで受け入れてくれるかどうかであるし、また、保育園運営上の問題としては、残留する子供としない子供とをどう画然と分けていくかという技術的な問題も発生してきます。保育園はある程度の児童集団を想定して保育を行う場所ですし、少人数の子供を相手にして、どのように延長保育と夕食とを実施していくか、準備はしておくべきでしょう。

昨年夏から秋に数回行われた保育園再編説明会においては、希望者1人から延長保育を催行するののかという質問が出たそうですが、まさに1人からやらなくてはいけないし、その1人に寂しい思いをさせない工夫が必要になるわけです。また、日曜・祝日の休日保育についても同様です。こちらは幾ら予約制にしたところで、子供の発熱や体調不良などによってキャンセルが多いため、保育士の勤務体制にも大きな影響が出ることが考えられます。もともと需要が多くない上に、保育の有無が不安定であれば、採算面でも不安があり、導入に二の足を踏むのも理解できなくはありません。しかし、やはりあくまで我々は子育て日本一の志を掲げたのですから、少ない需要であっても工夫して実現しなければなりません。

延長保育、休日保育をあわせ、以上述べた工夫をもって導入に乗り出すことを推奨いたす次第ですが、お考えを聞かせてください。

このテーマの最後に、市内4児童館における学童保育の新年度受け付け状況をお伺いいたします。

特に、あけぼの児童館は3学年計で100名の大台に近づいていると伺っていますが、南小学

校舎内に新設される分室がなかりせば、大変なことになったと思われま。児童の振り分けや安全な学童保育に意を尽くさなければならぬと思われまが、この点での十分な配慮をお願いして、このテーマを結びま。

第2のテーマとして、学校給食におけるアレルギー対応食提供の可能性についてお伺いしま。

今日、学校のみならず、保育園等でも何らかの食物アレルギーを抱える子供が増えており、保育園の調理部門、あるいは調理員としても、個々に代替食を調理提供し、対応してしまが、その苦勞は多大なもので。各保育園は保護者との相談、連絡のもと、食物アレルギーを持つ子供にもひとしく食習慣指導を行い、給食をとる喜びがどんな子にも分かち合えるよう、日々精進されていることと思いま。

そこでお聞きしまが、現在、土別の学校給食センターがカバーしている範囲内において、アレルギー等を原因として、お弁当を持参している児童・生徒の数など、まずデータをお示しいただきたく思いま。

さて、実は学校給食につきましては、1954年、昭和29年制定の学校給食法が昨年4月1日に55年ぶりに改定されました。給食の目的が従来の「食生活改善」から「食育の推進」に移行しました。これにより学校給食の教育的要素が更に強くなり、学校給食を活用した食に関する指導の充実が求められておりま。

学校給食の目標については、健康の保持・増進や望ましい食習慣の形成のほかに、食育の観点から、社交性、協働の精神、生命、自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度、勤勞を重んずる態度の育成や伝統的な食文化、食料生産・流通・消費の理解などの項目が加わりました。この改正をも受ける形で、土別市の学校給食でもふるさと給食が開始されたわけですが、アレルギーのある児童・生徒がふるさと給食を楽しめないというのでは、学校給食法に掲げる目標に届かない気がいたしま。

さて、当議会の一昨年2008年第3回定例会における当時の牧野勇司議員の質問でも、恵庭市や名寄市など先進市の事例を引きつつ、アレルギー対応給食の可能性について、既に問われておる次第です。したがいまして、私は、当時の牧野議員が今市長となられ、アレルギー対応給食の実現性についての御認識が現在どうなったかも伺っておきま。学校給食法改正と新しい市長誕生とが重なったこの機会に、積極的な取り組みを期待いたしま。

ちなみに、私は代替食を用意する上での考え方はいろいろあると考えておりま。行政なので、公平性は担保しなければなりませんが、該当児童・生徒の保護者や学校給食会ともよく相談の上、給食費を若干割り増しで徴収した上で、アレルギー対応食を出すという選択肢もありま。

また、そもそも一律に同じ給食を食べることが現代の給食の教育的役割なのではありません。そのことは、今を去ること18年前の1992年7月に当時の文部省が発行した「学校給食の手引き」にも書かれていることであり、個人差を考慮し、給食を食べる人、弁当を持参する人など、

さまざまな食べ方が学校内で認められる方法を将来的には模索していく必要があります。家庭環境や宗教上の理由などで食べるものが違うという個人差を認め合うことができる人間関係を形成できるように、教育、食育を行う必要があるとされています。さまざまなクラスや学年の生徒が集まる食堂の設置、それからカフェテリア方式の給食に関しては、「学校給食の手引き」の中でも、実施すべきこととして推奨しているくらいです。ですから、私が今取り上げたアレルギー給食についても、まずは対象になる方の症状や希望を個別に把握してから取り組むべき課題であります。急がず、しかし、積極的にお願いいたす次第です。

最後のテーマです。最後のテーマは「街なかへのミニ公園設置」と東山墓地についてです。

街なかへのミニ公園設置は、数ある市長マニフェスト項目の中でもユニークなものであり、私は前回の一般質問でも若干触れましたが、注目しているところです。市長としては、むしろ国道40号線沿線などのまさに街なかを想定してのことだったかもしれませんが、私としては、東山墓地周辺がその第1号になり得るのではと思っております。

しかるに、以下5点ほどお伺いいたしますので、この機会に市民の前に明らかにしていただきたく思います。

第1点は、東山墓地の埋葬開始年度、撤去開始年度、あるいはお墓が一番多かったときの墓標数など東山墓地の沿革、そして今残っているお墓の数などの現状、そして、たとえ無縁仏であっても勝手に移送できない件がありますが、そういった法律との関係、これが第1点です。

第2点ですが、近年、東広通りが開通したことによって、東山墓地を南北に貫く未舗装道路を冬期間除雪しなくなりました。そのことで、東山墓地はかえって野鳥類の安全なすみかとなり、また住宅街も近いため、どうもえさも得やすいようであります。野草も多く、黒松内町が自生の北限とされるブナの木もあります。野草、野鳥類の種類と生息について、どの程度確認されておられるでしょうか。

3番目です。カタクリを昔の感覚でお浸しにするために山菜として採取してしまう高齢者の方を見かけますが、今、旭川と比布の境目にある突硝山に見られるように、今やカタクリは保護の対象であります。最低限、カタクリなど野草類を保護する看板は設置の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

第4点、雪のない時期は東広通りをウォーキングしている人も多いいんですね。それで、東山野草園という例えば名前をつけて、そこへの誘導路をつくって、ミニ公園として整備してみるのはいかがでしょうか。北側にある神社山とあわせて、東広通りをウォーキングする際のアクセントとなるとと思いますが、いかがでしょうか。

最後の第5点です。東山墓地内は、雪のない時期も車両通行どめにするのがよいのではないかと思います。近隣住民との話し合いが必要と思われる。この点、どのような御見解をお持ちでしょうか。

東山墓地についてとミニ公園についてのテーマは以上です。

さて、最初に触れました延長保育、休日保育、そして2つ目のアレルギー対応給食に共通し

ていますように、これからの福祉は以前のように何でも一律に措置するのではなくて、対象者とよくコミュニケーションをとった上で、個別対応できるかどうかを試金石であります。この個別対応はまた、市町村が行うきめ細かい施策の勘どころであるとも言えると思います。

この半年、牧野市長は大変まめに土別市内全域を巡回し、文字どおり各界各層の市民と会い、とても真剣に市民の声を聞くことに徹してこられました。そのことは万人が認めるところであり、私も高く評価いたす次第です。新年度の予算提案というのは、ある意味、市長が聞いてきた市民の声への返事という、そういう性格を持っています。ハコモノとか特定業者を優遇するとか、そういった答えを出すのではなくて、市民一人一人に届く福祉によって、市長が返事をしていく。どうぞ、その政治姿勢を今後も貫かれますように申し添え、一般質問を終了いたす次第であります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、市立保育園・児童館の運営について、また学校給食のアレルギー対応の考え方について答弁申し上げ、学校給食のアレルギー対応の詳細については教育委員会から、街なかへのミニ公園設置と東山墓地の関係については市民部長から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、市立保育園・児童館の運営についてのお尋ねがございました。

最初に、保育所保育指針改定後の保育園の状況についてであります。

国は21年4月から保育所保育指針を改定いたしました。この指針は保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定めたものであり、従来の保育所ガイドラインの保育計画、保育内容等を基本的なものに限定し、保育基準として規定の上、法令化したものであります。

この改定の主な内容は、保育の役割として、これまでの養護中心から幼児教育についても追加し、更に自然環境や遊びの環境を通じて子供の保育を総合的に行うこと、育児相談などの保護者支援を行うことが規定されました。また、保育内容については、個々の子供の発達過程を重視すること、更に保育士の資質向上を図ること、このために保育士研修を充実強化することなどが定められております。

そこで、このような保育指針の改定が市の保育現場にどのような影響を与えているのかとの御質問でございます。

指針の保育内容にあります環境を通じた子供の保育や、子供一人一人の発達を尊重した保育につきましても、市の認可保育園では従来から取り組みを行ってまいりましたことから、指針改定による保育業務の増加とはなっていない状況にあります。

また、保育士の資質向上につきましても、認可外保育園や幼稚園にも呼びかけて、地元での講演会、研修会を実施するほか、管外での職員研修参加などの取り組みを強化しており、管外研修会の報告会なども含めて、職員の自主的な研修活動の取り組みは増加している状況にあります。

また、指針改定の中で、保育所児童保育要録や児童の保育課程の作成などの業務が増加したわけではありますが、まず一人一人の児童の保育記録であります保育所児童保育要録の作成につきましては、5歳児担当保育士が行うため、代替職員の配置などで作成時間を確保するなどしており、最終作成の3月には若干の超過勤務での対応になると考えております。

また、児童への保育方針などを定めた保育課程につきましては、従来の保育計画から幼児教育の視点も加わり、様式、内容も変更となったため、実施前年の20年度には、勤務終了後に保育課程の内容の研修や様式作成作業を行ったため、正職員全体では超過勤務時間が前年に比較して30時間の増加となっておりますが、21年度につきましては、制度内容について保育士間の意思統一が図れましたことから、超過勤務は行っておりません。

次に、延長保育と休日保育の導入に向けた準備についてでございます。

市の全般的な保育サービスのあり方につきましては、平成20年度に設置をいたしました保育サービス検討委員会で約2年間協議され、延長保育と休日保育につきましては、その実施について答申をいただいているところであります。

このことから、市は平成24年度の保育所再編に合わせて実施を計画しておりましたけれども、延長保育、休日保育については、保育が必要な児童の絶対数は多くないものの、必要とする家庭にとっては切実で重要な取り組みでありますことから、22年度から民間保育団体の協力を得ながら、特別保育推進事業として、保育所再編に先行して実施することとしたところであります。

事業の内容は、保育園等の通常の保育時間帯以外に保育が必要な児童について、民間団体で引き続いて保育を行うことで、その利用料金の一部を市が支援するもので、22年度については、日曜・祝日を除いた平日の延長保育を対象に実施し、その後、民間団体の体制などが整備され次第、休日保育についても導入を検討してまいりたいと考えております。

市といたしましては、こうした取り組みを通して、全体の利用状況など、市民要望の把握に努め、議員からお話のありました市の実施に向けた体制整備や子供が延長保育を喜んで受けられる工夫など、制度の仕組みについて十分検討してまいりたいと考えております。

次に、市内4児童館の新年度受け付け状況についてでございます。

22年度の各児童館の登録受け付け児童数につきましては、3月1日現在であればの児童館が68人、あけぼの児童館の南小学校分室が32人、ほくと児童館58人、西児童センター44人、朝日学童保育所20人となっております。あけぼの児童館につきましては、分室と合わせて100人の登録児童数で、前年に比較して19人の増加となっておりますが、一方で、その他の施設では若干減少しているところであります。このように、あけぼの児童館が増加した要因は、新1年生が36人と多くなっていることによるものですが、新年度から3年生は分室のほうで保育いたしますことから、あけぼの児童館につきましては、前年に比べ13人が減少したところであります。

このように、新年度の児童館運営につきましては、改善に工夫を凝らす中で、児童の安全で健全な保育が図られるよう、鋭意努めてまいりたいと存じます。

次に、学校給食のアレルギー対応についてお答えいたします。

成長期にある子供にとって、健全な食生活は健全な心身をはぐくむために大切であると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要と考えております。特に学校給食につきましては、給食の準備や後片づけ、食べることへの基本的マナーなどの技能や態度を身につけること、食べる対象に対する興味と関心や基礎的な知識を持つことなど、全児童・生徒が給食の提供を受けることは大切であり、私もふるさと給食やこども夢トークの開催校で子供たちと給食を経験させていただきました。給食の時間は、食育を推進する上でも重要なことと痛感いたしました次第であります。

また、私は議員時代、アレルギーを持つ児童・生徒が年々増加している状況を憂慮し、栄養教諭の配置も含め質問したところであります。アレルギー対応食については、現在もその必要性については十分に認識しているところであります。

そこで、現状では、施設・設備面も含めてさまざまな課題もありますが、本年4月から学校への栄養教諭の配置を計画し、学校や保護者との連携を図り、児童・生徒のアレルギーに関する情報を収集するとともに、他の市町村の実態を調査研究してまいりたいと存じます。

なお、食物アレルギーの数などにつきましては、教育委員会から答弁申し上げますが、今後も市政運営に当たりましては、議員の皆様方の御提言、更に市民の意見に真摯に耳を傾け、市民が主役の市政づくりに努めてまいる所存であります。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは、学校給食のアレルギー対応にかかわっての御質問にお答えいたします。

まず、食物アレルギー児童の数についてであります。小・中学校では毎年4月に保健調査で児童・生徒のアレルギーの状況等を把握し、給食時の対応に当たっておりますが、平成20年度に取りまとめた調査では、和寒町も含め1,950名のうち、アレルギー症状のある児童・生徒数は122名であり、主なアレルゲンは卵、牛乳、果物、ソバなどでありました。また、現在、アレルギーのため、弁当を持参している児童・生徒は3名でございます。

そこで、アレルギーのある児童・生徒への給食センターでの対応状況であります。毎月発行しております献立表に、主食、副食の詳細な献立内容や食材などを掲載し、アレルギーに関する情報を学校や保護者に提供し、アレルゲンを含む食品を食さないよう、指導に努めております。更に、食べることによって深刻なアレルギーの症状が出るソバやエビ、カニの食材については使用していないところでございます。

また、個々の児童・生徒について、症状等の特徴を正しく把握することが大切でありますことから、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインにある「学校生活管理指導表」を活用した対応も、学校において行っているところでございます。

次に、代替食についてであります。代替食を提供するには通常の調理場とは別に間仕切り

したスペースの確保が必要であるため、建物を増築しなければならないことや、個々の食物アレルギーに対応する調理設備、器具や調理員の確保等の課題もありますことから、現段階では個別的な対応は難しい状況でございます。

また、ふるさと給食とアレルギー児童・生徒についてであります。食育を推進する上で、ふるさと給食の提供は大切でありますので、御提言にあった代替食に伴う割り増し給食費に関することや、ふるさと給食の提供等も含め、アレルギー対応食については、先ほど市長から答弁いたしましたとおり、本年4月から学校に栄養教諭を配置する計画を進めておりますので、学校や保護者とより一層連携を図り、児童・生徒のアレルギーに関する情報を収集するとともに、他市町村の実態等を調査研究してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から、街なかへのミニ公園設置と東山墓地についてお答えいたします。

東山墓地は大正5年から埋葬開始され、昭和46年ころから使用区画数がなくなり、また地域周辺も宅地化が進んできたことから、昭和51年に新たに土別霊園を都市計画事業として造成が始められ、あわせて東山墓地移転に関する規則を定め、55年から屯田墓地を、60年からは一般墓地の移転を開始したところであります。

東山墓地移転開始当時、907名の使用者がおり、今日まで土別霊園へ移転された方が415名、市外及び寺院納骨堂等へ移転された方が305名の計720名の移転がなされており、現在187名の使用者で、その内訳につきましては墓碑が40名、塔婆が147名であります。

これら移転に伴う法的な根拠につきましては、墓地埋葬等に関する法律及び墓地埋葬等に関する法律施行規則により、「埋葬した死体を他の墳墓に移し、または埋蔵し、もしくは収蔵した焼骨を他の墳墓または納骨堂に改葬を行おうとする者は市町村長の許可を受けなければならない」とされているところであり、また、無縁墳墓等の改葬につきましては、「死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立て札に1年間掲示して報告する手続が必要となる」と規定されております。

また、議員のお話にもありました当地域は、市街地の南東に位置するなだらかな丘陵地で、市街地の周辺としては落葉樹や針葉樹の木々が数多く、自然環境が残っている地域で、昔であれば市内のあちこちで見られたカタクリの群生地が街なかでも見られる珍しい地域であり、カタクリのほかにエゾエンゴサク、ニリンソウ、クガイソウ等の野草やカッコウ、ウグイス、カケス等の野鳥が多く生息しているとお聞きしております。

特に、カタクリは春の訪れを告げる植物として、古くから鑑賞とともに食材としても重宝され、乱獲されれば多年草でも次第に姿を消してしまうと危惧されておりますことから、残された自然環境の保全という観点から、看板等を設置し、市民の方々に対して環境意識の高揚に努

めてまいりたいと考えております。

次に、東山墓地内の雪のない時期の車両通行どめについてであります。毎年お盆やお彼岸時期に参拝に訪れる市民の方もおられ、特に高齢者の方については、お墓に近いところに車をとめている状況にありますことから、これらの方々の利便性や、これまで通行されております近隣住民等の利用を考慮いたしますと、車両通行どめについては難しいものと判断をしております。

次に、東広通りからの誘導路と東山墓地周辺のミニ公園を合わせた整備について議員からの御提言がありましたが、先ほど申し上げたとおり、東山墓地には現在多くの墓石等が残っている状況から考えますと、現段階ではミニ公園としての整備については困難な状況と考えております。今後は市政執行方針で示したように、公営住宅と店舗の複合施設建設計画との整合性を図る中で、多くの市民の方々の御意見をお聞きし、実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 19番 菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君）（登壇） 平成22年第1回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、市役所機構の問題点と職員数や教育研修と専門職への配置がえ等の質問をさせていただきます。

士別市の行政組織は、総務から市民、保健福祉、経済、建設水道部の5部と朝日総合支所、そして教育委員会、議会事務局、監査、農業委員会と市立病院に11人の部長職がそれぞれの責任者として配置され、その職務を全うされておるところであります。

それぞれの数字は、本年1月1日現在数で、以下、次長職が10名、課長職が31名、主幹職が56人の管理職の総数が108人となっており、その割合は全体の29.7%であります。

行政職の総数は368人となっております。平成17年9月1日の合併時の行政職総数は430人ありますから、その減少数はマイナス62人となっておりますが、適正化計画目標数に対してはどうなっているのでしょうか。

また、機構的には何ら変更はないことから、各職員には仕事上での残業や休日出勤等の負担過大にはなっていないのでしょうか。正職員の減少に対して、臨職で不足分を補っているのでしょうか。その臨時職員数の増減についても、この機会にお知らせください。

そこで、本所と朝日総合支所、この呼称でよろしいのでしょうか、職員間ではどのように呼び合っているのでしょうか。

合併して4年が過ぎ、朝日総合支所の職員数は62人から39人となりました。その減少率はマイナス37%と、大幅減少になっているのであります。総合支所方式とは、市民が役所に行ったら、そのすべてのことが達せられる各係が存在することだと私は理解しておりましたが、現状はどうなっているのでしょうか。係の仕事のほとんどは兼務しているのではないのでしょうか。

本所と支所の仕事上のバランスはどうでしょう。仕事量や責任の度合いが本所が多くて支所は少ないとも聞きます。

職員の服装一つやあいさつにも、合併時から大きくさま変わりをして、朝日総合支所職員は良好になってはいるものの、その差がいまだにあるのはどうしてなのでしょう。職員の資質の向上のためにも、市職員教育のマニュアルがあると思いますが、新人職員教育の方法や、年次的に何歳になったら外部機関等への派遣や研修がされるといったような教育システムがあるのか、また、その義務化はされているのでしょうか。

地方公務員ですから、採用も、上級職、中級職や初級での試験合格者が士別市職員となっているのでしょうから、それぞれの資格によって昇任され、当然のごとく報酬にも反映はしているんだと思います。その責任度合いや採用職のランクによって変わってくるのだとは思いますが、そのような研修等のチャンスは等しく職員には与えられているのでしょうか。

学識優秀な希望者が厳しい採用試験を突破してくるのですが、どうも時間が経過してくると、人間でありますから、採用時のような意欲がなくなってくるのはいたし方のないことかもしれません。しかしながら、市民の手足となって活躍していただくためには、最低でも昇任や昇給によつての評価を明文化して、努力している者が、頑張っている者が評価されるようにするためにも、人事評価を制度化して、従来からの年功序列制度からの早い移行こそが、これからの地方公務員に求められているのではないのでしょうか。こんな理由から、現行の職員の仕事に対する評価システムを確立すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

更に、職員の適性に合った仕事をしてもらうためにも、本人の特技などを生かした専門職への配置がえをすべきだと思うのでありますが、どうでしょうか。

今後も、職員数は適正化計画に基づいて、ある一定数までは減少することから、量から質の方向になっていくのは避けられないので、職員には一層の地方行政の勉強をしてほしいし、管理する側も相当の努力をして、市民の声を最大限行政に反映して、住民福祉の向上に当たれる人材育成をすべきだと思うのですが、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

この問題の最後に、本庁、本所、名称はどちらになっているのでしょうか。

それと、朝日総合支所間の新規事業等に対する意見の統一というのか考え方に、どうも報告、連絡、相談のハウレンソウが少ないのが気にかかっているのは私だけでしょうか。

朝日は平成23年3月30日までは合併特別区が設置されているからなのか、本所の人たちは自治体の欠点とも言える完全な縦社会での仕事のために、遠慮しているのか、口を出さない、あるいは関知しないような感じでの仕事ぶりに見えてならないのですが、いかがでしょうか。

朝日のことは朝日で立案すればよいのではなく、違う立場や考え方の違う少数意見の審議はしていないのではないのでしょうか。旧態依然の方法じゃなく、どんどん新しい考え方やその場所、その時に合った積極的な議論をして、共通の認識のもとでの計画書を議会に提出すべきだと思っています。余りにも少数の職員の企画を住民に提示し、意見を聞いているのではないのでしょうか。審議する時間が少な過ぎることから、企画する側と将来管理しなければいけない

セクションが企画会議に参加していないことに大きな疑問を感じております。役人は自分の部署さえよければとかの考え方は、持つてはいないとは思いますが、自分のセクション以外のことは関知しない性質を持っていることから、最終目標は同じではあるのですが、到達するまでのプロセスがなっていないのが残念に思います。

理事者、管理職は、庁議等を通じて、市長を中心に横の連携をとっているからよいのでありますが、少なくとも市長の目指す市政の発展のためにも、職員の一人一人が行政に何らかの形で参加しているんだという自覚を持てるような情報交換をすべきだと思いますが、どんな形で、特に新規事業の企画立案のときなどは役職間の連携をしているのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

次の質問は、毎年、入学者の定員割れに頭の痛い東高等学校の将来についてであります。

本年は、近年と比較いたしますと、募集人員40人に対して、昨年度対比2倍の14名の受検志願があったと聞いており、とても喜んで1人でもあります。

東高校は、昭和23年11月、土別高校上土別分校（季節定時制校）として開校、以来、農村青年の教育機関として大きな役割を果たしてきましたが、地域産業の変遷に伴い、昭和56年には1年生から3年生までは全日制と同じ通年登校となり、4年次には進路実習など、他に類のない特色ある学校として60有余年の歴史を歩んできています。

教育課程においては、商業教育を平成2年から、更に平成7年からは福祉科を取り入れ、平成8年には介護員2級の資格認定校に指定され、現在は福祉科4年コース卒業時に国家試験受験資格を取得できる、時代のニーズに合った学校として運営されております。

現在の生徒数は、1年生が7名、2年が18名、3年が12名、4年生1名の38名が学業に励んでおります。過去3年間の入学志願者数は、平成19年度が19名、20年が21名、21年は5名となり、新年度の入学志願者数の減少が懸念されましたが、今年度の入学志願者は14名となり、学校関係者は安堵しているところであります。

福祉科目設置後の成果と今後の展望は、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。また、定員40名に対して入学者数が減少している中、このことが学校運営に支障を来していることはないのでしょうか。

このような状況下で、入学者募集と卒業後の進路支援体制はどうとられていくのでしょうか。本年の卒業者の進路状況は、大学進学が1名、専門学校が2名、ほか全員が就職をしているようですが、今後の進路支援体制があれば具体的に教えてください。また、学校側との連携プレーをどのようにできるか、お聞かせいただきたいと思います。

法律の改正に伴い、平成23年度から福祉科目での受検資格が変更になることから、現行の4年生コースは維持できなくなるので、前述したとおり、生徒の絶対数が減少している中、東高校の存続が危惧されるところであります。

そこで、土別東高校の存続と地域振興策のため、新規学科「スポーツ科」の新設を御提案いたします。特色として、スポーツ科は、現在、道立高校で開設している高校はなく、合宿のま

ち土別、スポーツのまち土別という市の特色を生かし、他校との差別化を図れます。これにより、前述した生徒の絶対数の減少という課題を持った将来の学校運営において、恒久的に定員確保をねらえる方策であると考えます。また、科目新設に伴い、地域の特性に合ったウエートリフティング、陸上、スキージャンプ等の部活動を支援し強化することにより、コーチの招聘と育成、道内外を問わずに広く選手を募集することによって、スポーツのまち土別の地域活性化にもつながるのではないのでしょうか。

隣の下川商業高校には、地域の特性を生かしたスキージャンプの中学生が全国各地から殺到しております。新年度においても7名のジャンパーが下川商業高校を受検したそうであります。下川町での取り組みには、平成20年第1回の一般質問をさせていただいておりますとおり、スキージャンプ専門家を町職員として採用して、学校の安定的な入学者の確保とジャンプ選手の強力な支援に自治体が取り組み、見事に選手の育成と成果をなしているのは御承知のとおりであります。バンクーバー五輪には4人の選手を送り出していることから、成功例として称賛に値する取り組みであります。選手としてだけでなく、指導者やトレーナーとして、大学へ進学する道も今は門戸が広がっており、多種多様な可能性を持つ高校として運営も成り立つものと考えております。現在の生徒数の減少ほか現状を踏まえると、速やかに、そして大きな方向転換を持った施策なくして、土別東高校の存続はないと私は考えます。市長の考え方をお聞かせください。

次に、市立病院医師住宅についてであります。

住宅数は10棟27戸で、平成8年建築の院長住宅、副院長住宅の2戸以外は建築年次の古いもので、昭和57年度建築が1棟4戸から59年3棟3戸、60年が1棟6戸、61年が1棟4戸、そして62年が1棟4戸、そして平成2年が1棟4戸の内訳となっております。

いずれも、医師の住宅環境の整備のために、市の財政状況が厳しい中でも、一定の補助金を活用しながら建築を進めてきたのでありますが、近年の大幅な医師の退職によって空き室が目立ち、その利用に対しては幾度となく議会でも話題となってきました。医師専用住宅も、昨今では看護師、医療技術者などの病院関係者の利用であるのですが、その利用状況は27戸中5戸の空き室が発生しております。

相当、年次的にも経過していることから、大幅改修が待たれるのでありますが、今後の改修予定と病院以外への用途を変更してでも充足する考えがないのかお聞かせください。

また、一般市営住宅として利用する場合には、法的な制約や規則の変更が必要なのかもお聞かせください。

先日の補正予算で、医師専用住宅のうち、単身者用住宅4戸を改修する予算がつけましたが、1LDK住宅には医師や関係者が入居する見込みがあるのでしょうか。

空き室が長い間続いている背景には、住宅環境が悪化していることも大きな理由だと思えます。医師の確保のためには住環境の整備は必要不可欠であるので、市立病院の経営が厳しいからといって、医師住宅改修が築後20年以上も行われていないのは、まことに異常な状況であり

ます。定期的な管理点検をして、職務多忙な医師の安らぎの住宅の整備は喫緊の課題ではないでしょうか。

次には、現在は個人持ち家住宅の医師がいらっしゃいますが、ほかの医師が今後民間住宅へ転居する場合の、そのことをとめられる対策はありなのでしょうか。

新年度に、市内に新設のマンション建築があると聞いております。そのマンションは市立病院の先生を対象にした設計だそうでございます。古くなった医師専用住宅から近代的な住宅が医師のニーズによって建築されたとしたら、先生方の大量移動が現実のものとなった際には、更に多くの専用住宅が空き室になることから、いつまでも現在の医師専用住宅が目的を果たし、利用されることが難しくなるので、早い機会にその対策が講じられるようにと思うのですが、いかがでしょうか。

最後の質問は、農業予算の大幅減少に伴う影響についてであります。

国の政権交代によって、その政策変更で、本市農業予算はどのように変わっていくのでしょうか。特に、懸念されるのが新年度から着工予定の国営上土別地区事業への影響であります。長い間の上土別地区住民待望の事業が先行き不透明な状況であることから、大変に大きな諸問題が発生するのではないかと考えるのであります。地区の農業者は、この事業によって成果を上げるために、それぞれが計画を立てられ、やっと事業が始まる年次を迎えたときに、事業の大幅な進捗がおくれるような状況下での出来事に、憤慨している農業者もたくさんいるのではないのでしょうか。政権が変わった現実の中で、やっぱり被害をこうむるのは弱い者になってしまうのでしょうか。弱い立場の人たちに光を与えなければならぬのが政治でなければならぬのに、自民党から民主党に政権が変わっただけで、国政の柱である農業政策の変更は不安定な農業事業に取り組む市内農業者の夢さえも打ち破ると思うのであります。

国の正確な予算提示はされていないものの、大変に不安な状況下であることだけは、営農者自身が察知されており、本当に当初計画どおりの年次で事業が進行するのか、大変に心配な状況にあります。現時点で、国から市に対しては、どのような報告がされているのでしょうか。そして、受益者や心配している農業関係者には、いつの機会に事業の計画の明確な発表がされるのでしょうか。また、予測されている予算規模によつての箇所などの事業内容は、どんなことになっているのかお聞かせください。

本当に地域住民は、国の方針が打ち出されないことに対して、今年の営農意欲さえも減退していることから、一日も早い住民説明を強く要望いたします。更に、市の農業政策に対しての影響や今後の予定している事業に対しての影響がないのかお聞かせください。

そして、新聞報道によりますと、道営補助事業に対して、佐々木剣淵町長は、新年度の予算発表で道営農業農村整備事業の大幅な減少見込みを明らかにしており、事業費ベースでの当初計画より、マイナス52.7%減になるなどの危機感を強めており、上川の市町村と連携して、国道に今後の予算確保を強く要望していくとあります。更に、予算削減で完成時期も先送りになるおそれがあると説明をし、昨年長雨でも暗渠排水の効果が確認されていることから、農

業の根幹である土地基盤整備事業がおくれることでの影響が大であるから、事業予算確保に積極的に邁進すると強調されております。

本市への事業影響度と、剣淵町と同じような状況にあるのであれば、足並みをそろえていかれるのでしょうか。農業を基幹産業としている本市にとっても、大きな問題であるので、強いリーダーシップを発揮され、農業者が夢を持っての営農ができ得るような答弁を市長に期待して、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私から、農業予算の大幅減の影響にかかわって、国営上士別地区への進捗と対策について答弁申し上げ、市内各農業施策への変化及び道営事業への年次的計画状況に対する影響については経済部長から、市役所機構と職員対策については城守副市長から、市立病院の医師住宅については病院事務局長から、市立東高等学校の将来については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、国の農業予算の大幅減額に伴う上士別地区国営農地再編整備事業への影響についてですが、本事業は平成17年度から5カ年という長きにわたる調査期間を経て、地元期成会を初め、関係機関の努力が実り、本年より念願の本工事が実施されることとなりました。

しかしながら、議員お話のとおり、平成22年度予算編成の過程で、農業の根幹である基盤整備事業を含む土地改良事業費の大幅な縮減がなされるとの報道を受けて、早速1月15日、民主党北海道を初め北海道開発局及び旭川開発建設部へ、そして18日には農林水産省に対し、計画どおりの事業執行を提案いたしました。その後、民主党北海道からは、民主党本部に対し、同趣旨の要請を行ったと報告を受けております。

また一方では、仮に事業量の縮小が行われた場合、本年の事業対象農業者の作付変更など、営農への影響を最小限にとどめることが何よりも重要であるとの認識に立って、事業主体であります旭川開発建設部名寄農業開発事業所に対し、平成22年度事業費並びに事業量の確定を急ぐよう、強く要請してまいりました。

そこで、2月1日には事業関係機関による緊急会議を開催し、当面する対策について協議をいたしました。上士別地区の事業費及び事業量の公表は3月の予算審議終了まで難しいものの、本年の事業は用排水路の整備や次年度以降の調査設計も行わなくてはならないため、当初予定していた78ヘクタールはもとより、号線区画30ヘクタールの基盤整備を行うことも難しい状況にあるという内容が名寄農業開発事業所より示されたところであります。

このため、2月5日に事業予定農家との協議を実施しましたところ、上士別町兼内地区の23線から24線間の道道と南1号間、面積にして24.4ヘクタールの整備を地域として第1に考えていただきたいという要望に基づき、名寄農業開発事業所にその旨お伝えいたしましたところであります。その結果、2月10日に名寄農業開発事業所長より、地域の要望を重く受けとめ、本年基盤整備の実施箇所として業務を進めていきたという回答をいただき、現在、工事の実施に向け

た設計等を進めていると聞いております。

この内容につきましては、期成会役員との連絡調整会議及び換地委員会において、既に説明を終了しており、今後におきましても、3月29日に開催いたします促進期成会総会の中で、全受益者に対しまして理解を得るよう説明してまいる所存であります。

また、事業費につきましては、国からの正式通知がない中で、先般、北海道建設新聞及び地元紙により、「平成22年度事業費は6億円」との報道がなされ、事業費ベースで概算要求額15億円に対し、実に6割が減額されることになり、受益農家がみずから長い期間努力を重ねてきた事業であるだけに、大変遺憾であります。

こうした不安定な状況が次年度以降も続くことになれば、菅原議員のお話のように、各受益者の個々の営農計画、そして地域を担う農業生産法人化計画等に影響を及ぼしかねません。しかし、現時点で、平成23年度以降の事業が具体的にどのように行われていくのかは、予想もできませんことから、まずは当面する平成22年度事業の実施に全力を傾注することはもとより、今後の情勢をしっかりと見きわめながら、期成会を初め、関係機関一丸となり、計画期間内の事業完了に向けた提案活動を行ってまいります。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、本市の農業政策や予定事業への影響についてお答えをいたします。

本市の農業は、生産性の高い農業経営を理念に、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしており、市政執行方針においても、たくましいまちの創造に向けた各種の取り組みの推進にも掲げているところであります。

こうした中で、国では、政権交代によって、農政における大転換とも言える米の戸別所得補償モデル事業の導入など、政治主導による事業の転換や行政刷新会議による事業仕分けの導入など、これまでの予算編成そのものが大きく変わるといったことから、地域農業者からはいまだに戸惑いの声も多く聞こえるところであります。

そこで、本市の土地改良事業以外の予定事業で申し上げますと、平成20年度から取り組んでおります農山漁村活性化プロジェクト支援交付金がございます。この事業は、地域の定住促進につなげる農業の振興を図るため、国に活性化計画を提出し、22年度までの3カ年の計画として承認を受け、交付金を活用して施設整備などの事業を実施しているところであります。今回、この予算が、事業仕分けなどから、前年度より約100億円、率にいたしまして約3割の縮減ということで、影響が出ないか心配しているところであります。

更に、道営農業農村整備事業への影響でございますが、本市では平成8年度から平成21年度までの間、市内25地区で圃場や農業用施設等の改善が進められてきたところであります。この間、北海道と市がパワーアップ事業により受益者の負担軽減を行ってまいったことが整備促進に大きな効果を上げる要因となったところでもあります。

しかしながら、現在、基幹的な農業水利施設を対象にした補修等の対策として、ストックマネジメント事業による施設の保全整備計画に基づき、剣和幹線地区と川南地区での整備を予定しておりますことから、この予算の確保に向けては、地域を挙げて、しっかりと要望していかねばならないと考えているところであります。

菅原議員のお話にもございましたように、今回の農業農村整備事業予算の縮減は、上士別地区の国営事業や、生産者あるいは地域が要望する排水対策や土壌改良、区画整理等の農地整備、更には農業用水利施設の整備などに深刻な影響を与えることとなり、ひいては農業の生産性の低下を招くこととなりますことから、食料自給率を低下させる要因ともなり、極めて残念なことと考えております。

したがって、今後におきましても、安全・安心で良質な食料の供給と次代を担う若者たちが誇りと希望を持って農業が営める生活基盤の促進を図っていくためにも、上川地方総合開発期成会、また町村会とも連携を深め、協議を行いながら、事業予算の確保に向けて強い姿勢で臨んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、市役所機構と職員対策の御質問にお答えをいたします。

最初に、市役所の機構の問題点と職員数、研修及び専門職への配置がえ等についてお答えをいたします。

まず、職員数の適正化についてのお尋ねがありました。

職員数の適正化につきましては、平成18年に士別市定員適正化計画を策定し、対応してまいりました。当初計画では、計画策定時の対象職員407人を5年間で23人の減と見込み、計画最終年の23年4月で384人といたしておりましたが、職員の早期退職が予想以上に多く、21年4月の時点での同時期の計画数389人に対し、実職員数が369人となり、議員お話のとおり、本年1月では合併時から62人の減となっているところであります。

これら職員数の減に対しましては、組織機構、事務事業の見直しや民間活力の導入などにより対応してまいりましたが、臨時非常勤職員数は合併時と比較いたしますと、当時は258人おりましたが、21年4月では274人となっており、特に塵芥作業で8人、コスモス苑の介護職員で9人、学校業務技士で11人の方が増えておりますことから、これらにつきましては業務量の増もありますが、職員退職の不足分を補っている部分もあるものとらえております。

次に、職員の超過勤務の実態ですが、病院を除く18年度と20年度の実績で申し上げますと、平成18年度が延べ1万9,685時間、1人当たり年平均で72時間、平成20年度では延べ1万6,642時間、1人当たり年平均で64.5時間となっており、超過勤務時間はほぼ同程度で推移しています。

超過勤務につきましては、その時々行政課題解決のため、一時的に業務量が増大する場合がありますが、業務処理方法の改善、事務の簡素化に努めるとともに、業務量に見合った職員

の適正配置を図り、健康管理上からも過重労働にならないよう今後も対応を図ってまいります。

次に、職員研修についてのお尋ねがありました。

本市では、職員の資質向上を図ることを目的として、平成18年に士別市職員人材育成基本方針を策定しており、この中で人事管理、職員研修、職場の環境づくりを3つの柱として、職員に求められる能力、取り組み姿勢、階層別に要求される能力を示し、目指すべき職員像を明確にしております。

職員は、研修を通じて、よりその能力や経験を高めるとともに、職員一人一人が自分の目指すべき職員像をしっかりと認識し、業務に当たっていくことが必要であり、これまでの間、新たな業務への取り組みなどは職員研修により対応してまいりましたが、今後はみずからの能力を高めるための自己研さんを強く求め、自主研修グループにおける活動、青年会議所での職場外研修や北海道との人事交流などにより、職員の一層の資質向上を図ることができるものと考えております。

研修につきましては、年次的に何歳になればどのような研修を受講しなければならないという一定の基準は設けておりませんが、新規採用職員に対しましては、年2回、4月と9月に実施しております。また、毎年、職員の階層ごとの研修テーマを決め、業務命令として受講指定しているものもありますが、受講者の希望を優先し、実施している研修もございます。

職員の担う行政の業務内容は多岐にわたっており、国の制度等についても年々複雑になっております。職員個々に業務の知識を得る努力も問われますし、経験による業務のスキルなどは時間が必要であります。職員には自己研さんによるレベルアップを求めることは当然であり、本年度から、主幹職、主査職を対象に試行いたしました人事評価制度につきましても、業務評価や能力評価により、職員一人一人の能力、実績を公正かつ客観的に評価をして、職員相互の連携強化と活性化を図るとともに、職員に気づきを与え、能力開発を図れるシステムになるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、特技等を生かした専門職への配置がえについてのお尋ねであります。

現在、職員で専門職として配置している多くの職は、法令等に基づいて必ず配置しなければならない職種で、建築士、保健師、保育士、栄養士などとなっております。その他は一般事務職として採用された者で、人事異動で各職場を経験する中で、そのノウハウを得て、勤務年数も長期にわたっている職員もおります。

そこで、一般行政職の専門職への配置がえですが、行政の組織としては、特にスタッフ制を実施しておりますことから、自分の業務だけでなく、スタッフとして課全体の業務への精通や、人事異動により多くの職場を経験することで、行政への理解も深めることが求められております。また、本人の特技を生かした専門職員の配置等につきましては、職員みずからが専門的な立場から、各種団体の指導に当たっている職員が数多くいることは承知をいたしております。現状では、こうした技能を有する職員個人がボランティアとして選手等の育成指導に当たっており、各種大会に選手やコーチなどとして参加する際には、職務専念義務免除の取り扱いを行

うなど、日常業務に支障を来さない限りにおいて、その活動を支援しているところであります。

スポーツ分野に限らず、芸術・文化活動においても同様なことが言えようかと思いますが、職員を専門職とすることで、その職員は特定の業務に対して高度な知識や能力を身につけることは可能となると思われませんが、その職員1人に業務を頼ることとなるため、不在の場合や急な退職などがあった場合の対応は非常に難しくなる場合があります。今後も、法令等に基づいて必ず配置しなければならない職種を除き、一定の分野に特化した専門職員としての配置は難しいものと考えておりますが、人事異動希望制度等を生かし、人事異動の際には、より特技や資格などを生かせる部署への配置にも配慮してまいりたいと考えております。

次に、本庁と朝日総合支所との連携に関するお尋ねがありました。

土別市役所と朝日総合支所の職員間における呼称についてであります。本庁、朝日総合支所というのが一般的な呼び方となっております。

総合支所については、合併した当初から、旧朝日町の歴史的な背景をもとに、日常生活上、必要となる各種事務手続を初め、地域の課題については総合支所で完結できる組織として位置づけられており、その目的を達成するため、支所内での各課の連携、更には本庁関係部課との調整を図りながら、地域の振興、発展、市民サービスの向上に努めながら、今日に至っております。

そこで、朝日総合支所における職員の配置状況等についてであります。御承知のとおり、本市はスタッフ制を実施しており、各部各課に定められた事務分掌に基づき、それぞれの職員が主となる事務、従となる事務を担当しながら、ひいては課全体の業務に精通するべく努めているところであり、このことは旧朝日町時代に比べて、大きく変化したところでもあります。スタッフ制により係が廃止されたことで、1人の職員がさまざまな業務に携わることになり、ある意味では兼務をしているといった感があるやにとられがちですが、少ない人員でより効果の上がる組織として、今後においても努めてまいらなければならないと思っているところでございます。

また、職員配置のバランスについてであります。合併したことで、財政を初め人事管理、議会、農業委員会、監査委員事務局などの執行機関は本庁に集約されたところでありますが、さきに申し上げたとおり、朝日地区の歴史や風土を生かした地域の振興を初め、市民生活に係る各種事務手続などのサービスについては、総合支所が主体的にとることができる職員の配置を行っているところであります。現在、定員適正化計画を推進しているところでありますが、今後においても、本庁と総合支所全体のバランスに配慮しながら、仕事量に見合った職員の配置に努めてまいり所存であります。

また、責任の度合いについてのお話もありましたが、各部各課にそれぞれが部長職、課長職等を配置しており、本庁と総合支所での責任の度合いに差があるものとは考えておりませんし、職員一人一人が責任と自覚を持って、よりよいまちづくりに向け、尽力してまいらなければならないと存じます。

また、総合支所の職員の服装やあいさつについての御指摘もございました。

公務員としての自覚を持ち市民に接することは、常に基本としなければならないことは申し上げるまでもなく、特に市長からも、あいさつについては厳しく指導されているところでもあり、このたびの御指摘を踏まえ、更に徹底してまいりたいと存じます。

次に、本庁と朝日総合支所の事業推進の上での連携、特に新規事業における企画立案段階からの連携についてのお尋ねがございました。

朝日総合支所については、各種事業を推進していく上で、合併特例区事業も含め、地域で完結できる組織として業務に当たっているところであります。しかしながら、企画立案から実施、更には管理に至るまで、総合計画や財源等の調整も図る必要があることから、本庁と連携して事務に当たっていくことが必要になることは申し上げるまでもございません。

そこで、新規事業等に対する意見の統一についての考え方ではありますが、朝日地域交流施設建設の例で申し上げますと、まず構想、いわゆる計画案を策定する段階で、総務部、建設水道部、教育委員会の職員による検討委員会を組織する中で、総合支所が中心となって意見の集約を行っているところであります。その後、設計業者を決定する際にも、プロポーザル選定委員会を設置し、関係部署による検討を重ねたところであります。計画案については、総合支所だけの案ではなく、全体の意見を集約した案になっているものと考えております。

また、一方では、これらの案については、各関係団体や地区住民、更には合併特例区協議会にもお示しをし、意見をいただき、その後、予算査定等での検定を経て成案となりますので、決して少数の職員の企画とはなっていないものと考えております。

ただ、今後の詳細にわたる収支見込み及び管理運営体制の検討については、現在、地域振興課において作業を進めておりますが、今後、庁内各部署との連携をとりながら、鋭意推進してまいりたいと存じます。

議員御指摘のとおり、職員一人一人が市政に積極的にかかわる自覚を持つことは重要なことでありますので、1つの課題を全庁的な課題としてとらえ、多くの職員が議論に参加できる体制を今後ともなお一層整備してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、市立病院の医師住宅についてお答え申し上げます。

初めに、医師住宅の今後の改修についてであります。議員御指摘のとおり、築後相当の年数も経過しており、医師住宅の改修は医師の異動に合わせ、畳の表がえ、カーペットやクロスの張りかえ等、小規模な改修を行うとともに、最近にあつては、平成19年に水洗トイレのウォシュレット化を8戸、給湯ボイラー取りかえ2戸、平成20年には集中暖房から戸別暖房に切りかえを1棟行い、平成21年には新任医師を迎える3戸について、天井、壁、床の内装全般を改修したところであります。更に、21年度には、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業

を活用し、集合住宅3棟の屋根塗装及び1戸建て住宅2戸の屋根、壁の塗装を行ってきたところであります。

なお、今後における大規模な改修につきましては、現在予定いたしておりませんが、これまでと同様に、医師の異動に合わせ、小規模な改修を行ってまいりたいと考えております。

次に、病院以外の方への貸し出しや、医師住宅を市営住宅へ用途変更することへの制約等についてであります。

医師住宅を建設するに当たっては、国の許可を得て企業債を借りて建設いたしましたところでありまして、医師住宅を病院以外の方への貸し出しや市営住宅への用途がえとなりますと、企業債の償還を終えた住宅は別として、多くの住宅は企業債の償還途中でありますので、財務省と協議をいたさなければなりませんし、場合によっては企業債の繰上償還の問題も考慮しなければなりません。また、市営住宅への変更となりますと、企業会計から一般会計に財産の所管がえとなりますだけに、公営企業法による独立採算制の原則からして、基本的には無償による所管がえにはならないものと考えておりますが、これらが解決されれば、市営住宅としての貸し出しは可能と考えております。

次に、今定例会初日に病院事業会計補正予算を議決いただいた改修予定の単身者用住宅4戸への入居見込みでございますが、平成22年度採用予定者の中に住宅入居の希望を持つ者もいますが、現段階では工事の竣工日が未定であり、募集していないこともありまして、入居予定者は決まっておりません。しかしながら、短期的に勤務する医師のほか、看護師や医療技術職への活用も含め、入居者を募ってまいりたいと考えております。

次に、住宅の定期的な管理点検であります。ボイラー設備は定期点検を行っておりますが、これら以外は定期点検を行っていない状況にあります。しかしながら、さきに申し上げたとおり、必要な場合には改修を行うとともに、医師が入居する際には、部屋の小規模改修のほか、場合によっては、カーテン、照明器具、洗面化粧台などの取りかえを行っておりますし、住宅の修繕等が生じたときには、速やかな対応に心がけるなど、極力医師の皆さんに不都合が生じないようにいたしております。

次に、民間で医師専用の住宅を建設した場合の対応でございます。

さきに申し上げたように、医師住宅は企業債を借りて建設いたしておりますので、家賃を企業債償還金の一部に充当することや、医師が緊急に呼び出されることもありますので、新たに赴任される医師につきましては、原則的に市立病院に近い医師住宅を中心に入居していただく考えであります。しかしながら、医師によっては、例えば家族が多く、狭隘であるなどの理由から、民間住宅を希望される場合もあるわけでありまして、このような場合にあっては民間住宅への入居も考慮いたしますが、可能な限り医師住宅への入居をお願いする考えであります。

ただ、将来にあっては、民間住宅の活用についても検討してまいりたいと考えておりますが、現在、民間において新たな医師専用マンションを建設されるとの話につきましては、残念ながら詳細な情報を承知しておりませんので、情報を把握してから、さまざまな方策を考慮しつつ、

対応策を鋭意検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 土別東高校にかかわっての御質問には、私から御答弁申し上げます。

まず、福祉教育課程編成後の成果についてであります。生徒の心の教育の充実をねらいに、社会的ニーズを踏まえ、平成7年4月から福祉科目を導入した新たな教育課程の編成を行い、平成12年4月に福祉コースを新設し、今日まで福祉教育の充実に取り組んできたところであります。平成8年度以降、21年度までの資格取得者は、介護員2級が95人、介護福祉士が6人、訪問介護1級が2人と、着実な成果を上げているところであります。申し上げるまでもなく、高齢化社会の中にあつて、福祉施設が各地域で数多く設置されており、これに従事する人材の確保が喫緊の課題ともなっております。このようなことから、小規模校としての特色を生かした福祉教育のカリキュラム編成の一層の充実を図りながら、生徒のニーズに即した進路実習としての学習形態の工夫に当たってまいることが重要と考えております。

次に、入学者の募集と進学や就職への支援体制についてであります。少子化に伴う入学者の減少や高校進学者の学校選択の拡散化など、東高校を取り巻く環境は大変厳しい状況下にありますことは、議員も御承知のとおりであります。旧土別高校の分校として開校以来、62年を経ておりますが、高校進学者の全日制志向と社会情勢の変化などから、入学者が激減し、お話にありましたとおり、幾多の教育課程の再編成を踏まえ、今日に至っているところであります。東高校ならではの特色ある教育の展開を全面に掲げ、近隣中学校での入学説明会や1日体験入学を実施する機会に、教育方針を保護者の方々に説明し、東高校への進学を働きかけるとともに、教育委員会職員と学校長が近隣中学校を訪問し、入学者の勧誘に取り組んでいるところであります。

一方、進路支援体制につきましては、昨今の経済状況の悪化により雇用不安が増大しており、進学や就職先の確保は大変厳しい状況にはありますが、上川教育局進路相談員による講話の開催や面接指導、ハローワークとの情報交換や就職促進会への参加など、あらゆる機会を通じて積極的な情報の収集に努め、学校長をトップに教職員が一体となって連携を密にしてその対応に当たっており、福祉施設関連業種を中心に進学や就職をしている状況にあります。

次に、地域活性化の観点から、東高校にスポーツ科を設置してはとの御提言がございました。

道内外を問わず、大学や市立高校では、健康志向の高まりや学生や生徒確保といった側面、自校の知名度アップの観点などから、スポーツや健康という名称のついた学部や学科の新設が相次いでいます。専門学校にあつても、スポーツに関連したインストラクターを養成する学科も多く、既に競技種目別アスリート養成学校が設立されている状況でもあります。

これら学校にあつては、優秀な指導者のもとで指導体制が確立しているといった長年の実績に裏打ちされたものと考えられます。道内におきましては、スキー選手育成に特化した歌志内

高校での取り組みなど、先鞭をつけた学校もありましたものの、学校運営が立ち行かなくなるなど、指導者の確保や施設設備等の整備、更には教育カリキュラムの編成など、多方面からの十分な検証を必要とするものと考えます。

東高校の現状につきましては、前段でも申し上げましたとおり、特色ある教育の展開を目指して、これまで有効な教育課程の編成見直しに適宜当たってきたところであり、一層の福祉教育の充実強化を図ってまいりたいと考えておりますだけに、このたびの議員の御提言につきましては、東高校の将来のあり方にかかわる重要な示唆でもあり、現時点におきましては、今後の課題と認識させていただきたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 16番 齊藤 昇議員。

16番（齊藤 昇君）（登壇） 2010年第1回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、平成22年度の市政執行方針と予算案についてであります。

私ども日本共産党は、この暮れから今年にかけて、市民の皆さん方を対象にした「私たちのまち暮らしアンケート」を実施してまいりました。さまざまな御意見や御要望が寄せられて、その主なものを若干紹介したいと思いますけれども、特に不景気の中で収入が減ったこと、あるいは年金が減ったり給与が減収になる、仕事もなかなかない。こういう中で、国保税や介護保険料、後期高齢者保険料の負担が大きい。こういう悲鳴にも似た声が寄せられているのであります。市民の皆さん方の暮らしや福祉や医療、教育や雇用の拡大、展望の持てる農業など、こういう切実な声にこたえていく市政運営がまさに大きく求められていると思うのであります。市長先頭に、職員の皆さんも、市民の皆さんに期待される職務に一層努力されることを22年度の当初に当たって重ねて要望申し上げる次第であります。

そこで、1つは21年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算見込みについてでございます。

22年度の予算を立てるに当たっても、この決算見込みを正確に把握もされたと思うのでありますけれども、22年度の基金の状況を見させていただきますと、財政調整基金、これは21年度は1億円繰り入れされたけれども、22年度の指標を見させていただいても、この1億円は繰り入れされたままになってございますけれども、21年度の決算見込みの中でも、基金の取り崩しは行わないで財政が黒字決算になるのかどうか。ここら辺をどう押さえられたのか、この際承っておきたいと思うのであります。

また、国が示す地方財政の健全化法、これにすぐに抵触する事態にはならないと思うけれども、これら健全化法に基づく土別市の財政の指標、そして22年度以降の財政の運営について、どういう見通しを立てられたのかも、この際お聞きしたいと思うんです。

これからの市政運営についても、財政的に言えば、朝日町に建設提案される地域交流施設、これなんかも試算で示されたただけだけれども、2,400万円の赤字を毎年一般会計から措置しなければならぬ。当初から、こういう大きな赤字を見込む建設計画でもございます。部屋の利用なんかを見ても、ツインの部屋を実質つくるというけれども、年間のいわば利用、これなん

かも極めて利用が低い見通しであります。こういうことなんかも予算委員会も通じて問いたいと思いますけれども、こういう経営の状況、あるいは第三セクターの運営や指定管理者の経営、これなんかも非常に赤字が絶えず予測されるような事態にもあるのであります。市立病院の経営も、あるいは土地開発公社の負債整理、これらも早急に行わなければならないと示されているところでもございます。財政的には、決して楽観できるものではないと思うのであります。

夕張のことがたびたび報道されますけれども、ああいう財政再建団体に陥ったときには、市民に対する施策、これはもうほとんど縮小させられる。職員の給与についても大幅な減額になる。そういう事態を受けて、地方自治体が国の管理下のもとに置かれて、市民サービスができなくなっていく。そういうことはどんなことがあっても避ける、そういう意味では、財政運営についても、この際決意を承っておきたいと思うのであります。

次に、22年度の市政執行方針と予算についてでありますけれども、国忠議員もおっしゃっておりますけれども、マニフェストが随分反映された予算だと思います。

そこで、この22年度、マニフェストによる新たな事業、更にこれまで本市として事業を継続してきて、それらの事業を市民のために拡大して予算づけをされたもの、そしてこれらに対する予算の総額、財源をどう確保されたのか、この点もお示しをしていただきたいと思うのであります。

そして、次に国の制度改正、民主党の政権になって、国民に対するいい施策も行われたと思いますけれども、本市にとって、よく措置されたもの、あるいは改悪されたもの、こういうものをどういうふうに押さえられているのか、この際承っておきたいと思うんです。

子ども手当の対象人数や総額、そしてこれは市の負担がこれまでより増額になるのかどうか、この点はいかがなんでしょうか。あるいはまた安心こども基金事業、あるいは初めて措置された児童手当の父子家庭への支援対象、地域の子育て支援事業の実施、高等学校の授業料無料化についての総額、これらについて、主なものについて市民のためにどう措置されていくのか、この際承っておきたいと思うんです。

財政的に見ますと、公債費の負担対象、高い利子のところは繰上償還をして、安い利息に置きかえる、この負担対策事業が3年間継続されたのでございます。

そこで、病院会計を初めとする市の借金で、これら繰上償還の対象額、それとその繰上償還を行ったときに利子の免除はどの程度になるのか、それは本市の財政にとってもそれだけ財源が確保できることになると思うわけでありまして、この際明らかにしていただきたいと思うんです。

更に、本市の財政にとって大きな歳入であります地方交付税、経済不況による地方税の減少を補うための臨時財政対策債の増額、地域活性化・雇用等臨時特例費の算定など、土別市にとってどんな効果となってあらわれてくるのか。地方交付税の総額も増やされておりますけれども、22年度のこれら国からの交付金、あるいは地方交付税、どう予算に反映されたのか、この際お示しをしていただきたいと思うんです。

更に、市内の経済に大きな影響を与えます公共投資はどうか。議会の初日で、3億円余りの補正予算を上げましたけれども、これも22年度の事業の実施になると思うのであります。そうしますと、これらの事業も含めると、22年度は今までにない一定の総額が確保できたのではないかと、こう思うだけけれども、これの主なものを含めてお答えをいただきたいと思うんです。

また、国の事業の関係では、さきの質問でも上土別地区の国営事業が大幅な減額にされましたけれども、道や国の事業、これらもこの土別の地方にどう影響されてくるのかということと、受注の拡大が市内業者に行き渡るように、大きな努力を図っていただきたいと思うのでございます。

質問の第2は、各種条例の早期提案についてでございます。

市政執行方針でも、本市独自の条例提案として、22年度は環境基本条例、男女共同参画条例、23年度にはまちづくり基本条例、これらを制定したいと市政執行方針でも表明されたところでもございます。国との関係で条例の改正、大きなものはそういうふうにしていただきたいと思えますし、特に今挙げたような土別市に関係する独自の条例、そして新しい条例、こういったものは市議会の所管する常任委員会でも十分に審議ができるように、議会ともよく相談をしていただいて、早目の市長提案をぜひ検討していただきたい。そして、活動し行動する市議会の常任委員会づくりにもしていきたいと考えるわけでありますけれども、ぜひ市長の積極的な答弁を求めておきたいと思えます。

質問の第3は、子どもの権利条例の制定についてでございます。

子育て日本一をマニフェストに掲げて当選された牧野市長、市長に対してその初議会でもあります昨年第3回定例市議会で、我が党の小池浩美議員が子どもの権利条例の制定を提言いたしました。このときの答弁では、「子供の権利を守る取り組みはさまざまな形で行っており、条例の制定については引き続き調査研究していく。そのことが肝要だ」と答弁されました。これは、本議会でも、田苅子市長時代にも議論になっておりましたけれども、答弁としては、「調査研究をしていく」という同じ答弁でございました。

しかし、気になるのは、その前段の答弁の中に、「調査研究していく」というのは、永久に条例をつくらぬというふうに通じる答弁であります。そこでは、「子供の権利を支えていくことは重要なことと考えますが」、これはよろしい。しかし、「一方では、権利に伴う社会的責任や道徳性並びに基本的な生活習慣の育成など、多くの課題もあり」、こう言っておられますけれども、多くの課題とは具体的に何なんでしょうか。この多くの課題があるのであれば、それをどう解決していくのか、この際お示しいただいて、それらをきちんとクリアすれば、子どもの権利条例、これは制定の方向であるならば、そういうことは当然考えるべきだと思うけれども、前市長と同じような答弁をされている、これが気になるのでございます。

市政執行方針でも、市長は、こどもの夢トーク、今まで21年度は3校やったけれども、22年度は7校で開催したいと述べられております。こういった機会にも、子どもの権利条例とはこうなんだということ、子供たちとの夢トークの中にも、そういうものも語るいい機会ではな

いかと私は思うのでございます。さきにも申し上げましたけれども、本議会でも10年来論議されてきたことであり、調査研究と言ってばかり続けるのではなく、具体的に条例制定に取りかかるべきではないか、こう思いますけれども、答弁を求めたいと思います。

次に、もう一つは子ども・若者育成支援推進法、これは国の法律でありますけれども、昨年7月1日に成立して、7月8日に公布されました。法律の概要は、1つには、子供や若者の育成支援の施策を関係省庁が連携して総合的に推進していくこと、基本法的な部分であります。2つには、不登校やニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者への地域のネットワークで、就学や就労に向けた支援をするということであります。都道府県や区市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案しながら、当該区域の子供や若者の実情に合った子ども・若者計画を策定する努力義務、そしてそれら施策の実施、それに責任を負う、こういうことを言っているところでもございます。

子供や若者への具体的支援を行うことは、この22年度の当初から国も計画を立てて進んでくる、こう言っているわけでありますから、子どもの権利条例の制定を待たずに、今年度から子ども・若者育成支援法にのっとった施策をやっていく必要があるのではないか。この件についても、どう計画されていくのか、お答えをいただきたいと思うのであります。

質問の最後は、日向温泉についてでございます。

昨年12月の第4回定例会で、将来の展望について十分検討すべきだと質問をいたしたところであります。市長の市政執行方針でも、新年度見送りの方針が示されたところであります。

そこで、昨年12月以降、見送りに至る経過について、JA北ひびき、あるいは内部でも、どんな論議が行われ、そして先送りにする結論が得られたのか、この経過と中身についてお知らせいただきたいのと、22年度の日向温泉の対策については、この方向、100万円の予算をかけて、経営診断をいわゆるはまなす財団、ここに委託するとされています。このはまなす財団は、どんな財団であり、これまでどんな実績を上げられているのか、本市との関連も明らかにしていただきたいと思うのでございます。単なる財団法人に委託するだけではなく、市民の意見や議会にもよく相談もされて、いい方向が出るように真剣に検討していただきたいと思うのであります。

また、22年度の温泉経営については、赤字が予想されることから、JA北ひびきに500万円の新たな委託料、これを計上して温泉の経営を22年度は続けると言っておられますけれども、19年、20年、18年度なんかもそうですけれども、大体年間350万円前後の赤字でございます。しかし、21年度は相当な赤字が出たと聞いておりますけれども、どの程度の赤字が出る決算見込みになっているのか、これらについてもお示しをいただきたいと思うんです。

そして、22年度、赤字が予想されるから、500万円の新たな委託料を出すんだと言っておられますけれども、例えば経営赤字が500万円も、あるいはそれよりも幾らでも超えた分は、これは仕方ないから出していくんだというふうにお考えなのか。やはり経営努力もなされて、つい先日も風連の望湖台のマスコミの記事が出ておりましたけれども、やはり工夫によって一定

健闘もされている、そういうことも出ておりましたけれども、ぜひ経営努力も工夫され、この500万円の赤字を超えないように頑張ってくださいとさせていただきたいと思っておりますけれども、それらの決意も含めて、御答弁を求めて一般質問を終わるものであります。（降壇）  
議長（岡田久俊君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、22年度市政執行方針と予算案の考え方について答弁申し上げ、市政執行方針及び予算案の詳細な内容、子ども権利条例の制定については相山副市長から、審査時間確保のため条例等の提案は早目に提出を、及び日向温泉先送りの経過と見通しについては各担当部長から、それぞれ答弁申し上げます。

最初に、22年度市政執行方針と予算案にかかわるお尋ねのうち、22年度予算に反映したマニフェスト事業及び病院事業会計の不良債務についてお答え申し上げます。

まず、22年度予算に反映したマニフェストによる新規のソフト事業であります。

やさしいまちの創造では、延長保育、病児保育を民間施設に依頼した場合に保育料助成を行う特別保育推進事業、子育て世帯支援としての子育て支援パスポート事業、独居老人の実態把握や生活介護サポーターの養成を行う高齢者地域支え合い事業、放課後児童クラブとの連携により南小学校多目的ルームを活用し実施する放課後子ども教室推進事業、スポーツ少年団などが道内の各種大会に参加する際の支援として児童・生徒大会参加交通費助成事業、北海道では初めてとなる藤田ランニングアカデミーを開催いたします。

次に、たくましいまちの創造では、農協、農業委員会との連携により農業後継者・配偶者対策に取り組むグリーンパートナー推進モデル事業、エゾシカ、ヒグマなどの農作物被害などの対策として有害鳥獣被害防止対策事業、翔雲高校及び旭川大学などと協働で取り組む産・学・官連携商店街ガイド作成事業、地元経済の活性化を促すための住宅新築促進事業に取り組み、あたらしいまちの創造では、市民の声向上事業、こども夢トーク推進事業、魅力ある商店街づくり合同調査事業を実施してまいります。

また、組織や制度の改正などにより、こども・子育て応援室の設置のほか、市民と行政が身近となることにより、的確な行政サービスを提供するための地域担当職員制度、高齢者世帯に対して証明手続を代行する宅配行政サービスを実施してまいります。

次に、従来の事業を拡大して実施する主な事業では、乳幼児等医療費給付事業において、小

学生以下の医療費及び中学生の入院時医療費の無料化を8月から実施するとともに、母子家庭に対する就業支援の助成率の拡大のほか、入学支度資金の対象を大学生までとし、朝日地区における集いの広場開設、のぞみ園指導員の増員、僻地保育所での延長保育の実施、心身障害者ハイヤー料金助成における1級障害者に対する助成の拡大を実施いたします。

更に、幼稚園就園奨励補助事業においては入園料に対し市単独措置を講じ、遠距離通学助成では冬期間の自家用車での送迎の要件を緩和するほか、市民ニーズにこたえ、生涯学習情報センターの通年開館のほか、住宅改修促進助成事業にあっては平成25年度まで延長することとしたところであります。また、市立保育所の保育料については、各階層区分を細分化するとともに、基準額を見直しし、子育て家庭の負担軽減を図ります。

そこで、これらマニフェスト事業の実施に伴う財源であります。新規の事業では約3,300万円、拡大事業では約3,500万円を用意したところであります。国、道の補助金活用、コスモス苑20床増床による効率化のほか、特別職給与・退職金の削減、予算査定時における事業の見直しなどによって、おおむね確保できたところであります。

次に、病院事業会計の不良債務への対応であります。

本市の病院経営にあっては、改革プランに基づき、脊椎専門外来、療養診療外来、呼吸器専門外来の開設、内視鏡センターの拡充のほか、人間ドックの検診枠の拡大や新たなオプション検査の開始など収益の確保に努め、医師確保対策としては、医師修学資金等貸付制度の創設、待遇改善のための診療手当の導入などにより、3名の常勤医が確保されるなど、一定の成果も得られたところであります。

しかしながら、看護師の不足などから、休床状態にある病床の再開には至らず、結果として予定していた収益が確保できず、21年度決算では1億5,000万円ほどの収支不足の見込みにあります。改革プランに基づき、国の許可を得て公立病院特例債を発行し、不良債務を全額解消した直後に、更に新たな収支不足が発生することは好まざる状況ではありますが、ただいま申し上げた看護師不足といった特殊事情があることから、この不良債務については一般会計の繰り入れのルールを見直すことにより対応することで、現在、北海道と協議をいたしているところであります。また、今後とも経営改革プランと大きく乖離するような状況が見込まれる場合にあっては、不良債務発生の原因等分析する中で、改めて改革プラン全体について検討を図らなければならないものと考えており、見直しする場合には、9月を目途に議会とも協議いたす中で、対応策を講じてまいりたいと存じます。

私は、市長就任以来、できる限り市民の輪に入り、多くの皆様、団体の方々とまちづくりについての話し合いを行ってまいりました。また、地域からの陳情や要望を通じて、さまざまな御意見、御提言を伺ってきたところであり、こうした声を最大限尊重し、新年度予算に反映できたものと考えております。しかしながら、ただいま申し上げました病院経営改革などについては、院長初め医師、看護師などの病院関係者の懸命な努力や一地方自治体の努力だけでは早急な解決が難しい課題や、まちを元気にするためにはさまざまな課題も残されておりますの

で、今後もこの解決に向け、全力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、平成22年度市政執行方針と予算の内容にかかわって、及びこどもの権利条例についての御質問にお答えいたします。

初めに、22年度市政執行方針と予算案についてであります。

まず、21年度の決算見込みについてであります。一般会計の歳入につきましては、市税で法人市民税を中心に、一昨年来からの景気後退の影響で、前年度に比べて2億円を超える減額となるものの、予算額は確保できる見込みにあるほか、地方交付税については、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保するとの考えのもと、特別枠として地域雇用創出推進費5,000億円が計上されるなど、1兆円増額されたことから、本市の普通交付税についても、当初予算額を2億6,400万円上回る64億3,499万円が交付されたところであります。

一方、歳出は、財政健全化計画による人件費の抑制、効率的な事業実施、徹底した経費節減に努めたほか、国の経済対策に対応し、前年度からの繰り越し事業による地域活性化・生活対策臨時交付金事業とともに、経済危機対策臨時交付金事業などの実施により、雇用の確保を初め、地域経済の活性化に積極的に取り組んだ次第であります。

この結果、21年度の一般会計決算では、今後決定される特別交付税の動向にもよりますが、20年度決算における繰越金や地方交付税の留保財源などから、財政調整基金からの1億円の繰り入れ停止を図った上で、およそ2億円の黒字となるものと見込んでおりますが、このうち1億円は22年度における退職手当負担金清算のため、退職手当債を発行し、財源確保を図っていることから、実質的な黒字見込み額は1億円程度となるものであります。

また、財政調整基金の残高であります。ただいま申し上げましたとおり、21年度は繰り入れ停止を図れる見込みにありますので、20年度末と同額の6億7,000万円となるものであります。

各特別会計の決算見込みにつきましては、今後変動する要因はありますが、一般会計からの繰り入れなどにより、収支均衡が図られる見込みにあるものの、国民健康保険事業特別会計においては、医療費が増加傾向にある一方で、歳入面では国の制度改正の影響を受け、財政調整交付金などの減額も予想され、今後さらに医療費の増加があった場合には厳しい決算状況になるものと考えております。

また、企業会計につきましては、水道事業会計で料金収入は前年並みに確保できる見通しにあるものの、浄水場改修による減価償却費の増加などにより、およそ1,200万円の純損失が見込まれておりますが、内部留保資金、未処分利益剰余金などによって、資金残高は約2億8,800万円の黒字となる見込みにあります。

病院事業会計においては、先ほど市長からお答えいたしましたように、市立病院経営改革プランを実施し、経営改善に努めましたものの、医業収益が伸び悩み、2月、3月の診療状況に

もよりますが、現段階では21年度末で1億5,000万円程度の不良債務が見込まれるところであり  
ます。

次に、全会計を通じた財政健全化法における財政指標についてであります。

本市の場合、標準財政規模が約97億円でありますことから、全会計を通じ、その18.38%に  
当たる約17億円の赤字で早期健全化団体、40%に当たる37億円の赤字で財政再生団体に該当す  
るものであります。21年度決算において一般会計並びに水道事業会計が黒字となることから、  
連結実質赤字比率は発生しないものと考えておりますし、今後においても、実質公債費率、将  
来負担比率など他の指標も含め、早期健全化団体となるような基準には達していないものと見  
込んでおります。

ただ、土地開発公社や土別開発公社における2億6,400万円の借入金の整理や、羊と雲の丘  
観光株式会社、農畜産物加工株式会社など第三セクターの経営、更には御質問にもありました  
ように、指定管理者による日向温泉のほか、22年度建設予定の地域交流施設の経営など、その  
方向性を誤ると、将来的に大きな課題となるものもありますことから、両公社においては、22  
年度中に解散に向けた基本的な考えをまとめるとともに、そのほかにおいても、経営状況等を  
しっかりと見きわめた上で、今後の対応について慎重に検討してまいりたいと存じます。

次に、国の制度改正に伴う事業についてであります。

まず、子ども手当の創設であります。22年度は現行の児童手当に上乗せして支給されるこ  
ととなり、児童手当として3歳未満は1万円、3歳から小学校修了前までは5,000円を支給し、  
これに子ども手当としてそれぞれ3,000円、8,000円を支給し、中学生には新たに1万3,000円  
を支給することにより、中学生までの子供を対象に一律1万3,000円が支給されるもので、本  
市においては、これまでの児童手当対象者約1,750人、支給額約1億4,000万円でありましたも  
のが、この制度の創設により、2,360人、3億3,000万円の支給となるものであります。

当初は、全額、国の負担で検討されておりましたが、現行の児童手当の制度が残されたこと  
により、市の負担はほぼこれまでと同額の約4,000万円となるものであります。

次に、安心こども基金事業についてであります。保育所等の整備に関するハード事業と保  
育の質向上のための研修事業等のソフト事業があり、ハード事業につきましては、法人の認可  
保育園等に対象が限定されており、本市においては22年度の該当はありませんが、ソフト事業  
でこども基金を活用して研修会参加や講演会開催などの研修事業を実施することといたして  
おります。

また、22年度から、こども基金事業にひとり親家庭等の在宅就業支援事業が新たに設けられ  
ました。その事業内容は、ひとり親家庭の在宅でのパソコンを用いた事業創出とともに、その  
パソコン操作の技術習得訓練を一環的に実施する事業であります。本市のような小規模都市  
においては、こうした事業の創出は難しい面があるわけではありますが、今後の活用などに向け  
て検討してまいりたいと考えております。

次に、児童扶養手当の父子家庭支給についてであります。

22年8月より、扶養人数に応じて定められた一定の所得額を下回る父子家庭についても、その所得に応じて支給されることとなり、本市の対象者等は市民課で実施しておりますひとり親家庭等医療費助成制度の対象世帯を参考にいたしますと、11世帯に152万円の支給を見込んでいるところであります。

次に、国の特別保育事業から次世代交付金事業への変更に伴う本市の事業への影響についてであります。

今回の制度改正により、子育て支援センター事業、集いの広場事業、一時保育事業の3事業が次世代交付金事業に移行することとなりますが、補助率が3分の2から2分の1になることから、子育て支援センター事業、集いの広場事業の2事業では、平成21年度の補助金731万6,000円が548万7,000円に減額となり、一時保育事業につきましては、補助基準額の上限が廃止されることにより、事業費全額が補助対象となりますことから、234万円が433万1,000円と増額になるもので、3事業全体では従来とほぼ同額の財源が確保できるものであります。

次に、公立高校の授業料無償化と私立高等学校等就学支援金の創設についてであります。

家庭の経済状況等にかかわらず、高校生などが安心して学校へ通える社会をつくるため創設されたものであります。公立高校については授業料を徴取しないこととして、相当分を国が地方公共団体に負担し、私立高校にあつては、家庭の年収に応じて11万8,800円から23万7,600円を学校設置者が代理受領することにより、教育費負担の軽減を図るものであります。

本市には、道立翔雲高校、市立東高等学校があり、約580名の高校生が在学しており、生徒1人当たりの道立高校授業料年額の11万8,800円、東高等学校の6,000円が国庫の負担となります。また、毎年10名から20名前後の中学生が他の地域の私立高校に進学をいたしておりますが、道内私立高校の平均授業料約37万円のうち、保護者の年収に応じて負担が軽減されるものであります。

次に、公的資金補償金免除繰上償還についてであります。

本制度は平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として設けられたところであり、本市においても3カ年で総額15億円の繰上償還を実施し、利子軽減総額2億7,900万円を見込んでいるところであります。平成22年度地方財政対策において、本制度は3年間延長の方針が示されたところであり、これまで同様、金利5%以上の公的資金が対象となるものであります。その他の詳細な基準は現段階では不明であります。

本市においては、前回の制度の中で、金利5%以上の公的資金のうち、繰上償還条件の資本費の基準に満たず、対象とならなかった病院事業債15億円を含め、総額約18億円が残っており、その後の利息の総額は3億5,000万円と大きな負担となっておりますので、今後、運用方針の動向に注視する中で、借りがえが可能となれば、約2億円の軽減となるものでありますので、公債費負担軽減化を図るため、引き続き本制度を活用してまいりたいと考えております。

次に、22年度の地方交付税の見込みについてであります。

国は、地方が自由に使える財源を増やす考えのもと、普通交付税に雇用対策・地域資源活用

臨時特例費として4,500億円のほか、地方が地域のニーズに応じた行政サービスが行えるよう、活性化推進特例費として5,350億円の特別枠を設けるなど、総額で1兆1,000億円を増額したところでもあります。更に、経済不況による地方税の減少を補うため、臨時財政対策債を2兆6,000億円増額し、実質的な交付税は全国ベースでは過去最高となる24兆6,000億円を措置したところでもあります。

このことから、本市においても、普通交付税では21年度の交付額を約3億円上回る66億円程度と試算する中、当初予算で約63億円を計上し、臨時財政対策費においても、2億9,000万円増の8億6,500万円を計上いたしましたものであります。

こうした地域主権を尊重する国の政治姿勢は評価いたすところではありますが、経済不況により国税収入が大幅に落ち込み、地方交付税法定率分が7兆5,000億円しか確保できないことから、結果として大量の国債発行の中での対応となり、23年度以降の国の対応に不安を感じる面があるのも事実であります。

また、23年度からの導入が検討されている国庫補助金の廃止に伴う一括交付金の創設にあっても、財務大臣は2割程度の削減も示唆しているところではありますが、財源の多くを地方交付税、国庫補助金などに頼っている本市の行政運営は、国の制度変更等に大きく影響を受けることから、今後の動向に注視するとともに、地方六団体と連携する中で、地方財政の安定を強く求めていくものであります。

次に、公共投資についてであります。

国は、平成22年度の地方財政計画において、地方単独事業は15%の大幅減を示しておりましたが、本市では地域経済への影響に配慮し、国の経済対策事業も活用する中、最大限の確保に努めてきたところでもあります。その結果、21年度からの繰り越し事業として実施する南小学校耐震改修、携帯電話不感エリア解消事業を初め、22年度予算では地域交流施設、地上デジタル放送整備、北部団地などの公営住宅整備のほか、上下水道及び市道整備事業など、工事費ベースで平成18年度以降4年ぶりに30億円台を確保したところでもあります。

また、国、北海道においても、上士別地区国営農地再編整備事業や北海道縦貫自動車道整備事業のほか、一般道や河川整備で約36億円の事業規模になるものと伺っておりますので、これら国・道の事業発注の際は、地元業者の受注機会の拡大が図られるよう要請してまいりたいと存じます。

次に、子どもの権利条例についてであります。

子供の権利につきましては、1989年、国連において、子どもの権利条約が採択され、すべての子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの基本的な人権を保障するというもので、日本では1994年にこの批准国となったところでもあります。

以来、今日まで16年が経過し、この間、各自治体も条約の趣旨を尊重し、子供の権利を大切にする姿勢を明らかにするため、条例制定に取り組んでいる状況にあり、現在まで、道内では奈井江町、芽室町、札幌市などが制定しており、全国的には神奈川県川崎市や岐阜県多治見市

など、50を超える自治体において、子どもの権利及び育成に関する条例が制定されております。

この条例に基づく各自治体の特徴的な取り組みといたしましては、札幌市では定期的に子ども議会を開催し、小学生から高校生までの子ども議員がまちづくりの提案をまとめて、市議会本会議で発表するなど、意見を表明する取り組みが行われております。

また、川崎市の取り組みといたしましては、子供の安心して生きる権利、自分を守り守られる権利、自分で決める権利など、7つの権利を保障することとあわせ、子供は大人とともに社会をつくるパートナーとして、子ども議会を通じ、住みやすいまちづくりや環境づくりなどの活動が子供たちの手によって進められております。

更に、条例を制定しておりますすべての自治体において、虐待やいじめ、体罰などの子供の権利侵害を防止するため、行政、教育機関、市民による子どもの人権救済委員会などが設置され、その相談指導体制を強化するとともに、子供の権利について社会的認識が高まるよう、市民周知の取り組みなどが実施されているところであります。

そこで、これら各自治体の条例を参考として、本市での子どもの権利条例の制定についてであります。

近年の国内における子供を取り巻く環境は、経済の悪化や少子化並びに核家族化の進行などに伴い、生活不安に加えて、地域及び家族間のきずなの希薄化による養育力の低下などから、子供の育ちや子供を育てる環境へも影響を及ぼしており、このため、子供の最善の利益を確保し、尊厳ある取り組みの推進が不可欠となっております。

こうしたことから、本市といたしまして、条例に定める4つの権利の趣旨を踏まえ、育児放棄や児童虐待等の防止対策として、各関係者による要保護児童対策協議会を設置し、その早期発見と適切な保護など、児童・障害・母子の各種福祉の推進に加え、学校教育や社会教育、更には医療支援などに努めているところであります。また、マニフェストによりますこども夢トークを開催し、市内の小・中学生が積極的に参加し、まちづくりなどの意見を発表する場の創設に取り組んでいるところでもあります。今後におきましては、子育て日本一のまちを目指しておりますことから、子供の視点に立ったまちづくりを念頭に、各種対策について、なお一層、充実強化していくことが極めて肝要なことと考えております。

また、平成21年第3回定例会において、小池議員にお答えいたしました権利に伴う子供の社会的責任や道德などの課題といったことにつきましては、権利とあわせ、一方では子供みずからが自分を大切にすることを強く持つとともに、家庭や学校、更には地域において、家族、友達、お年寄りの方々などとの良好な信頼関係を築くとともに、豊かで住みよい自分たちの地域社会を構築する上で、守るべきルール、道德、更には身につけるべき基本的な生活習慣などについて、指導、育成する取り組みが重要であるとの考え方を指しているものであります。

このようなことから、ただいま申し上げました健全な児童の指導、育成とともに、子供の権利を尊重し、遵守する取り組みに、自治体の法である条例で将来にわたって明確化していく必要がありますので、先進自治体の事例の調査研究と同時に、子供や市民と十分意見交換を行い、

協議を重ねながら、斉藤議員が御懸念されておりますように、何年もかけてということではなく、本市の子供たちが、生きる、育つ、守られる、参加するなどの権利が保障されるような、本市の地域性に即応した独自の子ども権利条例となるよう、この制定に精力的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、お話のありました権利条約の理念にのっとり、社会生活に支障を来している子供たちに対し、円滑に社会生活を営むことができるよう支援する、子ども・若者育成支援推進法が本年4月より施行されることとなっております。

本制度につきましては、今後、詳細な対策、大綱が示されることとなっておりますが、現段階で考えられます具体的な内容といたしましては、市、教育委員会、学校、児童相談所、ハローワークなど、関係者による地域支援ネットワークを整備し、ひきこもりや不登校、ニートなどにおける子供・若者に関するワンストップ相談窓口の設置、就学や就業支援、更には発達障害等の子供に対する療育、保健等の相談指導の充実強化などについて、各関係機関などと十分に協議し、その有効な体制づくりも含め、今後、制度の活用について検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、議会に提出する条例等の時期についてお答え申し上げます。

条例は、議会で議決されることによって成立する地方公共団体の法であります。条例を制定、あるいは改正する場合には、具体的な条文作成に入る前の段階で、関係部局や法制担当との協議を行い、関係法令との整合性などを確認し、その中で問題点を整理するとともに、条例を執行するために定められる規則についても検討するという作業を経て、条文化しているところであります。

そこで、条例等の議会提案を早めにとの御提言であります。現在、地方自治体で制定されている条例の多くは、国の法令により委任されている事項を定めたものが多く、その際に地方自治体が関係政省令等の改正内容を把握できない状況の中で、施行月日だけが決まっている場合であったり、税条例や国保条例などのように、関係法令の改正がされるまでは議会には提案できない場合もあり、どうしても時間的余裕がなく、議案として提案した会期内での議決をお願いすることになります。

一方、地域のニーズに対応した市独自の条例制定につきましては、市民の意見を聞くことや庁内の検討委員会での協議などを経て、素案作成に取り組むことが極めて大切なことであり、時間的制約も弾力的であることから、議会へも早い段階で提案できるため、常任委員会などでの詳細な審査、あるいはチェックを受け、条例案に対し意見や助言をいただくことで、市民にとってより効果の上がる条例になるものと考えております。

今後、提案を予定しています、いずれも仮称ではありますが、まちづくり基本条例や環境基

本条例、男女共同参画条例などのような本市独自の条例案を初め、新たに制定する条例案につきましては、地域の実情に合ったよりよい条例とするため、市民への周知期間も含め、議会で十分な審議がいただけるよう、早い段階の提案に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、日向温泉施設改修に係る先送りの経過と見通しについてお答えをいたします。

さきの第4回定例会におきまして、斉藤議員からの御質問に対しまして、温泉施設を取り巻く情勢が大きく変化し、全面リニューアルしたとしても、採算性を確保することが困難な状況が想定されるなど、課題が明らかになりましたことから、慎重な分析のもと、指定管理者の農協とも十分協議しながら、方向性を見い出してまいりたい旨のお答えをしたところであります。

その後、平成21年度の日向温泉の決算見込みや近隣の同様な施設の運営状況を調査いたしましたところ、いずれも経営収支が赤字となり、運営に苦慮されている現状からも、当初のリニューアル計画では収支の均衡を図ることは困難な状況になるものと、指定管理者との協議においても共通認識に立ったところであります。

このため、改修を1年間延ばし、検討期間を設け、平成22年度には専門のアドバイザーの指導を受けながら、日向温泉が士別市における観光、宿泊施設としての果たす役割と今後の展望、社会情勢の変化に対し、新たにどのようなものが求められるかなどについて、本年6月を目途に一定の方向性を見出し、これをもとに市民はもとより、指定管理者、議会とも相談しながら、結論を導き出していきたいと考えております。

この専門アドバイザーによる指導につきましては、これまで、本市のさまざまな取り組みに対し御指導をいただいております財団法人北海道地域総合振興機構、いわゆるはまなす財団にお願いをし、現地調査や協議に係る費用を積算し、見識を有する専門家を紹介をいただきながら進めていきたいと考えております。

このはまなす財団につきましては、道内における各種の地域開発や産業活性化のためのプロジェクト活動に広く参画されており、本市においても、平成5年度に羊と雲の丘観光構想を策定した際には中心的な役割を担っていただいております。この構想をもとにして宿泊施設の翠月や本年度建設しためん羊工芸館が設置され、本市観光の拠点ゾーンへと発展をしてまいりました。また、平成17年度から開始したサフォークランド士別プロジェクトにおいても、急速冷凍技術の検証とともに、新たに通年出荷が可能な急速冷凍施設の導入、更には大都市圏での試食会の企画に当たっていただき、今日、士別サフォークラムとしての販路が確実に拡大するなど、大きな成果を得ているところであります。

これらのことから、本市の持つさまざまな資源や特色を十分に把握していただいておりますことから、温泉施設における経営対策や観光面の活用など、幅広い観点からのアドバイスと実際に現場での調査、担当部局、指定管理者も含めた検討会議を開催し、方向性を導き出したい

と考えております。具体的な検討に当たりましては、経営収支や取り巻く環境とともに、日向地区の観光要素を活用した入り込み客の推計、一般スキー客の動向やスキー合宿客の利用の可能性、効率的な施設の配置、地域観光資源の最善の活用策、更には市の宿泊施設としての位置づけなど、詳細にわたって検討してまいりたいと考えております。

そこで、平成22年度の運営に当たりましては、現状のままでの営業となりますことから、平成21年度の営業収支約1,000万円の赤字を踏まえ、平成22年度においては、人件費の削減など営業努力をいただきますものの、事業計画では営業収支が500万円不足するため、この額を指定管理料として支出することにより、営業の継続を図るものであります。

これまでの営業収支の状況といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、平成21年度は約1,000万円の赤字となり、利益積立金により対応をしている状況にあります。この利益積立金につきましては、昭和58年の受託業務開始以来からの営業収支により累積する積立金でありまして、平成15年度には約2,600万円に達しましたものの、その後、平成17年度からは営業収支が赤字となり、利益積立金は平成21年度末には約600万円まで減少している状況となっております。

この利益積立金につきましては、実質的には貸借対照表上では固定資産の取得などによる増減もなく、資産の部の現金や預金などに当たりますことから、平成21年度決算におきましては、資本金相当額に対する定期預金1,000万円を除き、この利益積立金600万円は現金約100万円、普通預金約100万円、その他棚卸資産約200万円や建物共済掛け金100万円など、実質的には毎月必要な営業費用として最低限の留保金額と判断しているところであります。

平成22年度につきましては、当面する営業収支に不足する指定管理料を負担しながら、事業計画達成に向けて、隣接するスキー場、森林公園や地域のパークゴルフ場などとの連携による集客への取り組み活動とともに、経費の見直しなど、指定管理者と一体となって収支の均衡を図るよう取り組むこととしておりますが、懸命の努力にもかかわらず、予想を大幅に上回る赤字が発生する事態となりましたならば、対策が新たに必要になることも想定されるところであります。

日向温泉につきましては、施設開設以来、市民の憩いの場として広く利用されている状況は十分承知しているところでありますが、今後、専門アドバイザーからの指導のもと、指定管理者、議会、地域住民の方々などの御意見をいただきながら、最善の方策を鋭意検討し、市民の皆様への御理解を得ながら、方針を決定してまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 8番 柿崎由美子議員。

8番（柿崎由美子君）（登壇） 平成22年第1回定例会において、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、平成21年度の決算見通しについてですが、このことにつきましては、斉藤議員に御答弁がございましたので、地方消費税交付金についてのみお伺いしたいと思います。

平成20年度決算における地方消費税交付金は、予算額2億4,800万円に対し、決算額は2億2,878万5,000円で、1,921万5,000円の減であり、予定額に対する比率は92.25%となっています。21年度予算においては2億5,000万円、22年度予算では2億1,000万円計上になっており、前年度比4,000万円減の計数になっております。地方消費税交付金は、納税額に対して還付される性質のものですから、消費の縮小を意味するものと考えます。

このような観点から、予算書上では、土別地方における消費の動向は縮小の傾向にあることを示していると考えられ、本地域における購買力の低下を予測するものであり、景気の落ち込みにもなるのではないかと考えます。予測される計数、対応する施策などありましたら、お聞かせください。

次に、平成22年度市政執行方針についてお伺いをします。この項では、6点について見解をお伺いいたします。

1点目は、経費の抑制施策についてです。

今回の市政執行方針では、予算編成の基本的な姿勢として、経費の抑制施策を掲げておりますが、今日的狀況を考えますと、これは当然のことと思います。市長は、21年第3回定例会における所信表明の「明日につなぐやさしい環境」実現に向けた取り組みの項で、もったいないの心がけによって、エネルギー資源の無駄をなくすということを言われております。このもったいないという言葉の響きは、単に環境面の施策にとどめることなく、生活に密着したあらゆるところにかかわりを持つ生活用語として定着していると思っています。

このような考え方から、私はただ単に環境資源の節減ばかりでなく、あらゆる場面にもったいない意識の啓蒙を考えるべきでありますし、コスト計算も行わなければならないものと考えております。御理解をいただくために2つの事例を申し上げ、見解を求めるとともに、どう具体的に計数にあらわしていくか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

私が感心しました事例の1つは、西小学校からいただいた書類のに入った大型封筒です。それは、使用済みの封筒に西小学校環境キャラクターぐりちゃんの絵を入れた紙を張って、再利用されていた例です。

もう一つの例は、このこととは逆にもったいないと感じた事例です。土別のまちの文化の殿堂とも言うべきあさひサンライズホールの周知宣伝活動についてです。このことは決算審査特別委員会で論議すべき事案であろうかと思いますが、この機会にお伺いすることを御了解いただきたいと思います。

私は昨年、4月23日、8月29日、10月7日、11月5日、12月17日、そして本年1月13日の延べ6回にわたって、あさひサンライズホールから催し物の案内チラシを送っていただきました。また、北海道新聞の折り込みでも同じ内容のものを拝見しております。新聞折り込みは、北海道新聞のほかに何種の新聞をお使いになっていたのか不明ですが、1紙だけに限定されているとしたら、偏った周知になると思うのですが、折り込みに使われた新聞は何紙で、折り込みの経費は年間どれぐらいになっているのでしょうか。

また、郵送経費は幾らぐらいになっているのか。そして経費の側面から考えますと、現在、議会議員及び部内あての案内チラシ郵送に費やされる経費は、一括手渡し方式を採用することによって、かなりの部分節約できると思うのですが、これに該当して使われた経費の総体をお聞かせいただくとともに、変更の余地があるのかどうか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

この際ですから、今挙げました事例によって、鑑賞用の数がどの程度多くなったのか、分析してましたら、結果をお聞かせください。

2点目は、住宅施策についてです。

提起されている公営住宅の形態は、1つには中心商店街における公営住宅と店舗を含めた複合型の施設、2つには家庭菜園つきの高齢者共同住宅となっています。公営住宅につきましては、土別市住宅マスタープラン及び土別市公営住宅ストック総合活用計画により検討されることとなるのであらうと考えますが、住宅については市民生活に大きなかわりがある政策ですから、早急な概要の周知が必要となると思われます。これから取り組まれる住宅政策の概要の策定期等、具体的な概要を早期にお示しいただきたいと思ひます。

3点目は、市民提案制度についてです。

あたらしいまちの創造の市民が主役のガラス張り市政の項において、まちづくりふれあいトークや市長への手紙などの市民提案制度を用いて、市民との情報交換や意見聴取の機会を拡充することを明らかにしております。ある作文がありますので読んでみます。

将来は土別で暮らしたいと思っています。けれども、土別には、私たちの働くところがありません。土別に若い人が働ける場所があるといいと思ひます。例えば、土別ブランドの農作物を生産する会社をつくり、それを加工する大きな工場があれば、そこで働けます。土別の安全でおいしい作物を日本じゅうに送ればいいと思ひます。食料自給率を100%にしたいです。

と、これは平成20年度策定の土別市総合計画に載った作文で、小学生の部、最優秀賞の土別西小学校6年生の金谷優花さんの673文字の作文の一部です。要約しますと、優花さんは、土別がよいところで住み続けたいのだけれども、働く場所、文化面などから、若者が住めない状況にあることを実感しているのではないのでしょうか。子供たちの夢に大人たちがどうこたえていくのかが問われているのだと思ひます。

こども夢トークなどの施策も展開し、まちづくりを進める方針も明らかにされております。まちづくりは市民各階層が考え方を詳細にし、その考え方が1つの方向にまとめられて推進されるものであらうと思ひます。このような観点から、各種取り組みの中で出された市民の意見を個別なものから全体に押し広め、市民全体が共有することから進められるべきものと考えます。その実行手段の一つとして、これらの意見を全体化するために、仮称ではありますが、市民のまちづくり提案集のようなものを策定、周知を図ることなどが必要と考えますが、いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

4点目は、大会参加時の交通費支援についてです。

このことについては、部活で活躍している児童・生徒を持つ保護者から、大会参加時の遠征費の負担が大きく、市のバスを使わせてもらいたい等の声を聞かされた経緯があります。このたび、大会参加費の交通費支援の施策を明らかにされたことは、市民にとって優しい財政運営として歓迎されるところであります。市民の多くの方が今まで望んでいて実現されなかった施策として、市民の喜ばれる政策であると思います。

そこで、この種の支援に関連して、障害者団体や私立幼稚園、認可外保育所等の園外活動にも拡大して適用することができないものか、見解をお聞かせください。

5点目は、スポーツ合宿の里についてです。

この項については、野口みずき選手を育てた藤田信之監督が設立した藤田ランニングアカデミーによる講演会及びランニング教室を、道内では初めて、全道の小・中学生を対象に本市において実施されることから、これを機に合宿の里士別の一層のPRに結びつけていくことを明らかにされております。このことについて、事務当局に継続的な施策として考えているのかどうかお伺いしましたところ、全国的な地域持ち回り開催の事業の一つとして、今回、士別市開催となったものなので、今年度限りのものであるということでした。

本市においては、サフォークランド士別ハーフマラソン大会が23回の歴史を重ね、オリンピック金メダリストの高橋尚子さんや野口みずきさんを輩出し、高い評価を得ておりますし、ディスタンスチャレンジ、オリンピックデーラン、ピヒカラ樹氷を歩くスキー大会など、継続的な開催がスポーツ会における評価を得ている状況を考えますときに、藤田ランニングアカデミーのような取り組みを本市で合宿する陸上競技団体関係者の協力を得て継続的に開催し、定着されることが選手の育成に有効で、しかも合宿の里士別のPRにつながる事業と考えられます。藤田ランニングアカデミーの開催を契機に、日本陸連との連携を密にして、士別でこういう事業を継続的にすることが大切であると考えますが、いかがでしょうか。

6点目は、雇用対策についてです。

若者が勇気と希望の持てる雇用の創出が大きな課題であり、基幹産業農業を初め、土木建設、商工業など、オール士別体制での活性化施策が求められていることに触れ、士別市の現在の喫緊の課題と提起されております。まちの元気は、住んでいる市民が元気であることが前提条件です。この条件を満たすのが雇用の安定と地場の消費活動が盛んになることであると考えます。

雇用の問題解決の一施策として、方針では、企業の経営安定に向け、中小企業振興条例による助成策や資金融資、国の緊急補償制度などの活用促進に努め、雇用状況については、緊急雇用創出事業など国の制度を有効活用し、雇用機会の創出を図ることを明らかにされております。

雇用問題解決のために、士別市地方雇用対策協議会が重要な任務を持って活動されておりますことは承知していますが、このような団体・機関などの活動状況をお知らせいただくことと、今年の新卒者及び一般求職者並びに季節労働者の就職見通し、未就職者に対する市として計画されている施策、並びに障害者雇用奨励の具体的な取り組み計画をお聞かせください。

次に、認可外保育所への支援策についてです。

子育て日本一は、やさしいまちの創造のシンボリック施策として脚光を浴び、市民の注目度は極めて高いと評価されております。市政執行方針では、共働きなどの家庭が増加傾向にあり、保育サービスも早期及び夜間帯に対するニーズも高くなってきております。このニーズに対応するために、特別保育推進事業の実施が具体的な施策として掲げられておりますが、認可外保育所に対する支援策等が触れられておりません。子育て日本一を標榜するならば、少子化現象の中で、経営が困難傾向にある認可外保育所についても手厚い支援策が必要です。現状、認可外保育所支援事業により実施されていますが、保育児童数30人に満たない保育所の経営実態は、ますます困窮の度合いを深めているのではないかと考えられますが、市内の認可外保育所の経営状況と支援策を子育て日本一を目指す市政執行の主要な施策の課題として、今後の展望も含めて見解をお伺いいたします。

次に、ラブ土別・パイ土別運動についてお伺いいたします。

この運動は、提唱されてから随分久しくなりました。市政執行方針では、地元土別翔雲高校の生徒と旭川大学とが連携して取り組む商店街ガイドマップ調査事業の支援が挙げられておりますが、本運動の圧巻は新築住宅に対する助成事業の展開であると考えます。

地元紙道北日報は、「市内経済対策の一環として、4月から住宅新築促進助成を実施する。この事業では、市民が地元建設業者に新築を発注した場合に100万円を限度に助成しようとするもの。すそ野の広い建設業の活気を促すことで、市経済の活性化につなげていこうとしている。この事業は2014年3月までの期間となっている。既に実施している住宅改修事業についても、2014年3月末まで実施期間を延長する」と報じ、市経済界期待の施策として評価する内容になっています。

新築住宅に対する助成施策については、本会議場でも何度も論議され、牧野市長も本件施策の重要性を力説されておりましたことを記憶いたしております。本年度計上の予算は1,500万円、おおむね15戸分ですが、土別市経済の活性化につながることに大きな期待をしているところでもあります。一般市民の買い物で最大の買い物は住宅であろうと思いますから、これは多くの市民が地元経済の活性化にかかわりを持つことになると考えられます。

いずれにしても、住宅建築に対する助成制度は、地域経済に及ぼす効果の大なることは明らかです。農業を基幹産業とする地域における土木建設業は、労働力調整機能のみならず、まちづくりに大きな役割を担っている側面も評価されるべきものと考えます。

私は、老夫婦で住む小さな家を新築した経験があります。当時、地元の業者をお願いしたものですから、地元で調達できる割合はどのくらいかとお聞きしましたところ、やろうと思えば、ほとんど地元でできるということでした。また、私の知人が新築した総額2,259万円の住宅の経費内容を業者さんに分析していただいたところ、労務費約1,000万円の44.9%、地元資材約1,200万円の53.8%、地元以外の資材約30万円の1.3%という計数を教えていただきました。改めて、1戸の住宅がまちに及ぼす影響の大きさを知りました。

景気低迷沈滞ムードを払拭しようとして、ラブ土別・パイ土別運動を市民に呼びかける推進

役として頑張っている市職員の皆様には、契約自由の原則ということを克服して、積極的に本制度に対する参加活用を御期待いたしております。新築助成、改築助成と合わせて、どれぐらいの経済効果を期待しているのか、試算されている経済効果の計数をお示してください。

次に、観光施策についてお尋ねします。

私は、本議会におきまして、樹氷の美しさを売り物にした期間と時間を限定したツアー販売に取り組みないかと提案した経過があります。2月28日付の北都新聞には、名寄のピアシリ山でスノーモービルツーリングの途中、偶然にサンピラー現象と対面したという写真入りの記事が載っていました。この日は気象条件がうまく重なり、きらきらとした神秘的な光の柱に感動したと書かれていました。寒さの中だからこそ、感動的な美しさとの出会いがあり、雪国ならではの光景であったと思われれます。北海道に住む者にとっては、雪に対する感覚は、ともすれば生活を阻害するものとしてなおざりにされがちですが、雪と親しむ施策を充実させることが生活を豊かにするものであると考えます。

さきに紹介した2つの事例は、冬の美しさに感動した人の体験から来る感想であります。本市における観光資源と周知施策は、細かな心遣いにより一定の評価を得ているところです。本市における取り組みに、和泉雅子さんの「寒いのでへっちゃん隊」がありますが、少数ながら、近年、外遊びが少なくなったと言われる子供たちが、和泉さんの体験を学び、馬そり乗車やたこ揚げなどで冬の楽しさを体験しているとお聞きしておりますが、これらの取り組みを参考に、今後の体験メニューづくりは考えられないのでしょうか。

今、北海道観光振興機構や旭川観光誘致宣伝協議会など、広域的な観光の推進が求められる趨勢にあります。

一例を申し上げますと、日本一早い初日の出を見ようと、稚内公園に1,500人もの方が集まり、この中には本州方面から自家用車やオートバイで駆けつける若者の集団も相当数おられると聞いております。稚内においては、市や観光協会、郵便局などが歓迎体制を整えているということも聞いております。オートバイで本州方面から稚内に向かう集団が国道40号線を利用すると、一時的な通過車ではありますが、冬の観光ルートができ上がるのではないかと考えられます。

また、士別出身の新進気鋭の漫画家、高橋しん先生の協力などをいただき、士別の冬の風物詩として、宣伝のお手伝いをいただくことができれば、士別を若者に認知してもらえるよい手だてになると考えますが、いかがでしょうか。

次に、地域の防災・福祉施策について、地域担当職員制度との関連から見解をお伺いいたします。

市長の新しい施策として、この制度が提案され、本年4月1日施行予定として、2月17日の全員協議会にその概要が示されました。その内容は、現在73ある自治会を16地域に区分し、世帯数などに応じて4名から7名の地域担当職員を配置する。対象職員は主幹職以上の管理職員を配置するほか、市職員は居住する地域の自治会活動に積極的に参加するようにすると職員に

は努力義務を求めています。

私は、地域福祉を推進する母体としての自治会と老人クラブの果たす役割が大きいことと、老人クラブの会員数と敬老祝い金支給対象者数に大きな隔たりがあることを指摘し、老人クラブ会員拡大を推進して、地域における同世代の助け合い体制の確立を図ってはどうかということをご提案いたしました。各自治会会員の高齢世帯及び単身高齢世帯の構成割合はどのくらいになっているのかお知らせください。

また、地域担当職員制度の任務として、自主防災組織の設立が掲げられておりますが、担当職員と地域住民、民間団体等との連携が主要な要件になると考えられます。1つの例として申し上げますが、特定非営利活動法人日本防災士機構が主催して開かれている防災士セミナーがあります。これは北海道総務部危機対策局防災消防課が世話機関として、1月29日、上川支庁で防災士を対象にして開催されたと聞いております。地域に散在する医療・福祉等、民間のすぐれた技能との連携の実態がことごとく市民にわかるように、担当部局、事務局を明示する必要があろうと考えます。市長が新しく提案されている宅配行政サービス、こども・子育て応援室も同様と考えます。市民の安全・安心を守る実効ある体制整備の早期実現を御期待いたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 柿崎議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、平成22年度市政執行方針のうち、市民提案制度について答弁申し上げ、その他の御質問については、副市長、担当部長及び教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

まず、市民提案制度にかかわって、市民から寄せられたまちづくりに対する意見や提言を集約した市民のまちづくり提案集を策定してはとの御提言がございました。

さきの市政執行方針でも申し上げたとおり、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、更に地域主権への流れも一段と加速する中で、自主決定、自主責任、あるいは財政を含めた自治体のあり方は、これまで以上の変革が求められており、市民と行政がまちづくりへの課題を共有し、しっかりとしたビジョンのもとに地域の発展を目指していかなければならないと考えております。

このため、市民が主役の市政実現に向け、市民の声に謙虚に耳を傾け、市政に反映できるものは積極的に取り入れていくことを基本に、市長に就任以来、新たに市長への手紙やこども夢トークを創設するとともに、まちづくりふれあいトークでも積極的に市政情報を公開し、市民との情報共有に努めてまいりました。

今回初めて実施したこども夢トークにおいては、子供たちが目を輝かせながら、真剣に人の話を聞き、そして自分の考え方を素直に訴える姿に、新鮮な驚きを感じるとともに、改めてこうした市民との対話を重ねていく大切さを実感いたしましたところであります。

また、市民の生の声を聞く一つの手法として、昨年12月から実施しております市長への手紙では、これまで47名の方から、まちづくりに関して97件の御意見や御提言をいただき、私もす

べての手紙に目を通し、匿名以外の方に対しては、市の基本的な考え方をお答えするとともに、広報誌でもお知らせしてきたところであります。

そこで、市民のまちづくり提案集の作成についてであります。これまで市長への手紙や子ども夢トークなどで寄せられた市民の声を1つに集約し、周知していくことは意義のあることと存じます。しかし、市長への手紙については、広報誌への掲載の可否については事前に確認しているものの、お話のような提案集に集約することまでは周知していない状況にありますし、また、氏名を明らかにされていない方々や抽象的な手紙にどのように対応していくのかといった課題もあるのであります。地域や団体からの陳情、要望を初め、市長への手紙など、さまざまな市民の声に対して、その対応のあり方や処理方法については、今後、統一化を図るべく、新たに事務取扱要領を定めてまいります。お話の提案集につきましては、1つにまとめることなく、これまでどおり、広報紙や市のホームページの市民の声のコーナーでお知らせしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、平成21年度の決算見通しについて及び地域の防災・福祉施策と地域担当職員制度にかかわっての御質問にお答えいたします。

初めに、21年度決算見込みのうち、地方消費税交付金についてであります。

地方消費税につきましては、国税である消費税と同時に賦課され、都道府県間で清算の後、各市町村の人口及び従業員数に応じて交付されるものであります。本市においては、平成16年度の約2億7,400万円をピークに減少傾向にあり、特に平成20年度は景気の低迷から、前年度と比較して10.8%減の約2億2,900万円となったところであります。

消費税につきましては、大企業の経営状況だけでなく、個人の購買意欲等の変化に大きく左右されますことから、予算編成時における推計は法人税や固定資産税などの他の市民税と違って非常に難しい面があります。21年度予算編成時においても、国は景気回復を前提に、対前年9%の増と見込んでいたことから、本市でもこれを参考に2億5,000万円の計上をいたしたものであります。ただ、国の予測に反し、全国的に経済不況が長引いておりますので、最終決定は3月末になりますが、21年度当初予算は下回るものと考えております。

お話にありましたように、地方消費税の減少は、景気動向が如実に反映されるところでありますが、本地域の購買力が直接交付額に影響するものではないことから、全国全道的な消費動向や人口減少の結果が本市の地方消費税交付金の減につながっているものと考えております。

次に、地域担当職員制度にかかわっての地域の防災と福祉施策についてであります。

地域担当職員制度につきましては、さきの議会全員協議会、更に自治会連絡協議会の役員会や総会においても説明させていただいたところでありますが、その目的といたしましては、市内全域にその地域の担当となる職員を配置することにより、地域、すなわち市民の皆さんと、行政、すなわち市の職員がさまざまな情報を共有するとともに、地域課題等をともに認識する

ことにより、相互の理解や連携を深めつつ、各課題の解決やまちづくりをともに進めていこうとするものであります。

地域担当職員の役割としては、主に3つの内容を位置づけたところでありまして、その1つ目は行政情報や地域づくりに関する情報の提供、2つ目は地域の実態や課題、要望等の把握、3つ目は地域政策懇談会の開催に向けての取り組みであります。

お話にありましたように、地域防災や地域福祉の推進においては、行政からの情報提供なども必要であります。一方では、地域にお住まいの皆さんが主体となって活動していただいている体制の構築が不可欠であります。このようなことから、地域の個性や独自性を尊重しつつ、更に地域としての主体性を発揮していただくようサポートしていくことが行政としての責務と考えておりますので、地域担当職員においても、そうした活動を支えるため、情報提供や地域課題の把握などに努めていくことが大きな目的であると考えております。

そこで、高齢者世帯の割合について御質問がございましたが、現状においては自治会ごとの把握は行っておりませんので、各地域での状況を申し上げますが、65歳以上の単身世帯は中央地区で16.3%、上土別地区で17.0%、多寄地区で19.0%、温根別地区では15.2%、朝日地区が23.0%、市全体では16.9%となっております。また、65歳以上の夫婦世帯は中央地区で13.4%、上土別地区で23.5%、多寄地区で14.9%、温根別地区では22.3%、朝日地区が20.9%となっており、市全体では14.7%となっております。この結果、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯の合計は、本市の全世帯数に対し、31.6%を占めている状況となっております。

このように、世帯全体の3割が高齢世帯である現状を踏まえ、新年度においては、まずは自治会の皆様との連携のもとに、ケアマネジャーや民生委員と地域担当職員とによる高齢者単身世帯の実態調査を行い、どのようなサポートが必要なのかを把握してまいりたいと考えております。

また、防災士に関するお話もございましたが、この防災士は阪神・淡路大震災の教訓のもとに発足した民間資格であり、現在、道内では約100の方が登録されているようであります。

防災士は、主として地震や水害、火山噴火などの災害において、公的機関や民間組織、更には地域住民と力を合わせて、避難や救助、救命、避難所の運営などに当たるほか、平常時には、防災に関する知識や技術を生かして、防災意識高揚に向けた啓発に当たるなどとされております。

防災体制を充実する上では、一人一人の市民や地域団体、ボランティア、民間、そして行政など、あらゆる主体が一体となって取り組むことがとりわけ求められており、その1つの基礎となるのが自治会をベースとした自主防災組織でありますので、現在モデル地区となっている観月自治会及びあさひ自治会を初め、市内各地域での組織づくりを推進してまいりたいと考えております。そのためにも、地域担当職員が情報を伝え、具体的な検討に入る段階においては、防災を総合的に主管する総務課の職員が出向いて、組織づくりのお手伝いをいたしてまいりたいと考えております。

なお、地域担当職員に関しては総務部が、また宅配行政サービスについては市民部が、こど

も・子育て応援室については保健福祉部が担当部署となりますが、安全・安心で人に優しいまちづくりに向け、庁内全体で取り組んでいくことはもちろんのこと、4月から新たに実施する各種制度については、広報等を通じ周知を図ってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私からは、平成22年度市政執行方針についての御質問のうち、経費の抑制策についてお答えをいたします。

22年度予算編成にあっては、山積みする課題の中で、土別市総合計画の実現とともに、マニフェストの予算への反映を目指して編成作業を進めてまいりましたが、新しいまちづくりに向けては財源の確保が課題となるため、経費の節減を初め、さまざまな創意工夫が必要となるところであります。

このために、職員一人一人が共通の認識に立ち、コスト意識を持った事務事業の見直し、優先順位による選択、徹底した経費の節減はもちろんのこと、限られた財源で最大の事業効果を上げることに努めつつ、当面するさまざまな行政需要に的確に対処した予算となるよう指示したところであります。また、予算の編成にとどまらず、行財政運営に当たっては、将来にわたって健全で収支均衡のとれた財政運営を行うことを目的とした財政健全化計画を引き続き着実に実施するとともに、行財政改革大綱実施計画、定員適正化計画の着実な実行により、人件費の抑制、コスト削減などを図っていく考えであります。

そこで、お尋ねのありました経費の節減に関するサンライズホールの広報などについてであります。

サンライズホールの公演などに際しましては、新聞広告、新聞折り込み、ホームページ、市の広報紙などを活用しながら、多くの市民の皆さんにお知らせするようにしているところであります。新聞折り込みにつきましては、講読数の多い北海道新聞、読売新聞に折り込み、朝日地区は道北日報、北都新聞へも折り込みをいたしております。

経費としては、全市に入れますと、1回当たり2万7,000円程度の折り込み料となりますが、今年度事業ではこれまで14事業で折り込みを実施し、そのうちの7事業を全市折り込み、ほかにも販売状況を勘案いたしましては部分的な地域に折り込みをしておりますので、全体の折り込み料はおよそ34万円となっているところであります。

更に、啓発を図るため、21年度から議員の皆様へ6回郵送いたしましたところであり、その費用は郵便料が約1万円となっておりますが、今後は公演の開催時期などの関係もありますが、極力、定例会などの際に配付し、経費の節減に努めてまいります。

また、折り込み広告によって鑑賞者数がどの程度多くなったということは、把握することは不可能であります。平成20年度の公演アンケートの集計で申し上げますと、約13%の方々がチラシをごらんになって来場されたところであり、新聞広告、チラシなどは有効な宣伝媒体と考えております。今後におきましては、広報、チラシなどの宣伝媒体について、その回数や時

期などを総体的に勘案しながら、少ない経費でより効果の上がる方法となるよう検討してまいりたいと考えております。

行政経費を一気に抑制することは困難な一面もありますが、職員には財政状況説明会など、折に触れ、コスト意識や経営感覚を求めてきたところであり、職員に対する納税通知書、医療費通知書などは、できる限り担当課の職員が手配りで対応している実態もあることなどから、経費節減に関しましては一定の理解がなされているものと認識しております。

今後におきましても、議員のお話にありましたような「もったいない」意識を大切に、啓蒙を図り、始業前、昼休み、未使用機械などの節電の励行、両面コピー、印刷物のリサイクルの徹底など、細やかなコストダウンに継続して取り組み、可能な限り経費の節減に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） ここで、午後3時10分まで休憩いたします。

（午後 2時55分休憩）

（午後 3時10分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

織田保健福祉部長。

保健福祉部長（織田 勝君）（登壇） 私から、平成22年度市政執行方針のうち、大会参加時の交通費支援と認可外保育所への支援策についてお答えいたします。

初めに、大会参加時の交通費支援にかかわって、障害者団体や認可外保育園等の交通機関を利用した活動に対する支援拡大についてであります。

議員お話のように、本年4月から、父母や団体の負担軽減のため、市内の小学生、中学生が所属する団体が道内で行われる各種大会の参加に使用するバスなどの費用の一部を補助する児童生徒大会参加交通費助成事業を実施することといたしております。

そこで、本事業を拡大した障害者団体や認可外保育園等に対する支援についてであります。障害者団体につきましては、研修事業やスポーツ交流会などのために市内及び市外に出かける場合には、社会福祉協議会の無料の福祉バスやマイクロバスの利用については団体の事業費で対応いたしております。また、認可外保育園、幼稚園につきましては、園によって違いはありますが、遠足、社会見学などで羊飼いの家や神社山、市外では剣淵の絵本の館などに出かける場合に、民間のバスやジャンボタクシーを使用しているほか、福祉バスなどを利用している保育園等もあり、そのバス代等につきましては、それぞれの園の運営費で対応いたしているところであります。

このように、障害者団体や認可外保育園等のバス等の利用につきましては、多額の個人負担

が伴う児童生徒の大会参加とは状況が異なりますので、大会参加交通費助成を拡大しての実施は難しいものと考えますが、今後、障害者団体や認可外保育園等の研修、社会見学などでのバス等の利用状況を十分調査し、交通費助成について検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、認可外保育園への支援策についてであります。

市内4カ所の認可外保育園につきましては、市内の保育園、幼稚園等の通園児約500名のうち、約3割の園児が通園しており、幼児保育を通して本市の子育て支援に大きな役割を果たしております。

そこで、認可外保育園の経営状況についてであります。

景気の低迷などによる共働き家庭の増加を要因とする保育園児の低年齢化が進み、3歳未満の乳幼児の多くが認可保育園に入園している状況となっております。こうした中、認可外保育園においては、出生数の減少の一方で、3歳未満児の入所希望は増加しておりますものの、保育士の人員体制の関係などから、十分な受け入れが難しく、このため、特に平成19年ころより園児数が全体的に減少傾向で推移いたしているところであります。

このようなことで、経営状況につきましては、収入の約65%と大きな割合を占める保育料収入は減少しており、一方、人件費や光熱費などの固定経費は園児が減少いたしましても一定額が必要となりますことから、厳しい経営状況になっているものと考えております。

このようなことから、認可外保育園に対する支援につきましては、運営の安定化を目的として、園児数や保育士の数などに応じた補助基本額を設け、保育士の賃金や教材費及び光熱費などの運営経費に対し、約3割の補助金を交付いたしております。

また、この支援につきましては、保育園運営の状況に応じ、これまでも適時、助成基準の見直しを行ってきており、平成21年度においては、市民から要望の多い3歳未満児保育を実施する保育園について、基本額を年額8万円加算するとともに、対象となる園児1人に対し、児童数割額を月額2,000円から3,000円に増額し、その受け入れ体制に対し、支援をいたしたところであります。更に、ふるさと納税により寄附を受けたすくすく子育て支援分や国の経済危機対策を活用し、保育園や幼稚園などで使用する遊具や絵本等の購入に対し、助成を行ったところであります。

今後におきましては、子供の数の減少が懸念されている中で、入園児童数の動向などを見定めながら、保育園児への適正で質の高い保育サービスの提供とあわせ、保育園運営の安定化が図られるよう、中長期視点に立って、補助基準の見直しなどについて、認可外保育園の方々と十分協議いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、平成22年度市政執行方針にかかわっての雇用対策について及びラブ士別・パイ士別運動並びに観光施策についてお答えをいたします。

初めに、雇用対策についてお尋ねがありました。

士別市雇用対策協議会については、ハローワークや市内の経済・労働団体、高等学校など12団体と市で構成しており、労働力の確保と雇用の促進について協議を行い、雇用の安定を図ることを目的に設置し、新規学卒者や失業者、季節労働者の実態等の把握に努める中で、各団体から意見をいただきながら、本市の各種雇用対策を推進しております。

特に、新規学卒者に対しましては、市内の各事業所に対しての求人要請や地元企業の情報を提供し、企業に対する理解を深めるための地元産業説明会の開催、更には求人開拓のための事業所訪問などの取り組みも行っているところであります。

また、士別市通年雇用促進協議会につきましては、ハローワーク士別管内の1市2町の行政、経済・労働団体など16団体で構成しており、地域における季節労働者の通年雇用化と冬期の就労機会の確保を図ることを目的として、平成19年8月に設置し、国からの委託金や1市2町の負担金によって、事業所を対象とした通年雇用セミナーの開催や季節労働者に対する各種建設機械等の資格取得への支援、就労促進セミナーの開催、更には事業所訪問による季節労働者の実態把握と求人開拓などの取り組みを行っているところであります。

次に、新規学卒者の市内2校の就職の見通しについてであります。

本年2月末現在の就職希望者数は46人で、希望地別では市内21人、道内24人、道外1人となっております。このうち、内定を得た生徒は41人で、内定率は89.1%となっております。就職地域別の内訳といたしましては、市内17人、道内23人、道外1人となっているところであります。この内定率を昨年同時期と比較いたしますと、6.1%増加しておりますものの、いまだ5人もの生徒の就職先が未定となっておりますことから、ハローワーク、学校、商工会議所等とも連携を密にし、今後の求人企業と未就職者の動向を的確に把握しながら、なるべく早い時期に希望者全員が就職できますよう、鋭意この対応に当たってまいりたいと存じます。

また、一般求職者の状況についてであります。ハローワーク士別における昨年4月から本年1月までの新規の求職申込者数は822人で、このうちハローワークの紹介により、これまで445人の方の就職が決定しているところでありますが、本年1月末現在でまだ310人の方々が就職活動を行っている状況であります。

こうしたことから、市では昨年4月から、国の緊急雇用創出推進事業を活用し、現在まで20人の方々に対し就労の場を提供しており、新年度においても、この事業の23年度分の前倒しを実施し、市の直接雇用と委託事業を合わせて19人の雇用を見込んでいるところであり、1人でも多くの方々の雇用の場の確保と生活安定に努めてまいりたいと考えております。

更に、季節労働者の状況についてであります。本市の季節労働者数は、公共事業の縮減や高齢化などにより、年々減少傾向で推移し、平成20年度では852人で、前年より111人減少しております。先ほど申し上げました士別地域通年雇用促進協議会の各種事業によりまして、本年度ハローワークの調査で16人の方が通年雇用化される予定で、新年度におきましても、引き続き協議会の中で十分協議、検討を行いながら、事業を推進する予定であります。また、市といたしましても、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業やゼロ市債による公共事業の前倒しな

どで早期の発注に努め、季節労働者の就労機会を提供してまいりたいと存じます。

次に、障害者の雇用奨励についてであります。

国は、障害者の雇用の促進等に関する法律を一部改正し、本年7月より、雇用障害者数が法定雇用率に満たない場合に納める障害者雇用納付金の適用となる事業所を「301人以上雇用する事業所」から「201人以上雇用する事業所」に拡大することや、法定雇用率の対象となる障害者に短時間労働者を加えるなど、障害者の雇用機会を拡大しており、また事業所に対しても、障害者など就職が特に困難な方を雇い入れた場合に、1人当たり最大で240万円を助成する制度を設けているところであります。

市といたしましても、障害者の働く場を確保するために、本年、中小企業振興条例の一部改正を予定しており、これまでは健常者、障害者に関係なく、中小企業者が新たに常用労働者を雇用し、事業所全体の従業員数が拡大した場合、1人当たり1年間の雇用継続後に30万円を助成しておりましたが、障害者を常用労働者として雇用した場合、これまでの30万円に加え、2年間の雇用継続後に30万円を新たに助成するものであります。更に、1週間の所定労働時間数が20時間以上30時間未満の短時間の障害者を雇用し、事業所全体の障害者数が拡大した場合、1人当たり1年間の継続雇用後に20万円を新たに助成するものであります。

この助成で対象となる障害者は、土別市民であること、常用として雇用する場合は社会及び雇用保険の被保険者であること、更には短時間として雇用する場合は雇用保険の被保険者であることなどが要件であります。本助成措置は本年4月1日から施行を予定しておりますので、今後、市の広報誌やホームページ、更には中小企業支援ガイドなどで広く助成内容の周知を図りながら、1人でも多くの障害者の方々が市内事業所に雇用され、生活安定が図られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、ラブ土別・パイ土別運動にかかわって、住宅の新築・改修助成費についてのお尋ねがありました。

住宅の新築は、個人にとって経済的負担が大きい一方で、関連する業種が建築本体を初め、電気、上下水道のほか、設備や家具、電気製品など幅広い分野で需要が期待でき、地域経済に及ぼす影響も大きなものと考えております。

しかしながら、ここ3年間の住宅新築数に占める市内企業の受注件数は、平成19年度には31件のうち12件、平成20年度は27件のうち14件、21年度は22件のうち13件となっており、新築総数の減少とともに、市内企業の受注は平均して50%程度となっている状況にあります。

こうした状況から、市といたしましては、引き続き住環境の整備と建設産業の振興、更には雇用の安定を図るため、住宅改修資金助成事業を25年度まで継続するとともに、新たに22年度から25年度までに限って住宅新築に対する助成策を講じようとするものであります。

そこで、改修とあわせて、住宅新築の助成制度を導入した場合の経済効果の試算であります。21年度から実施をいたしました住宅改修資金助成事業は、2月末現在で150件、工事費総額約3億4,600万円となっており、22年度においても同様に150件分、3,000万円を予算計上し、

工事費総額も21年度と同程度と見込んでおります。また、住宅新築では15件分、1,500万円を計上いたしておりますが、新築工事費が20年度・21年度で平均2,000万円程度となっておりますので、工事費総額およそ3億円、合わせて約6億5,000万円を見込んでおります。近年、地域経済が低迷する中、こうした助成を継続することが起爆剤となって、地元受注が増加することにより、地元消費や雇用を拡大し、本市経済の活性化を図ってまいりたいと存じます。

なお、市職員に対しましては、ラブ土別・パイ土別運動に基づき、地元消費、地元発注に努めるよう強く促してまいります。

次に、観光施策についてでございます。

初めに、冬の観光ルートについてであります。本市といたしましては、4カ月余りの期間、まちが雪に覆われる状況を踏まえ、夏の観光シーズンと同様に、本市ならではの冬の観光メニューを充実させることが、通年での観光客誘引となり、地域経済の活性化につながる重要な施策であると考えております。

本市の冬の体験メニューにつきましては、スノーモビルランド、小羊の授乳体験やスキーなどがありますが、中でも、お話のあった和泉雅子さんを講師とする「寒いへのっちら隊」は10年目を迎え、北極圏での体験やそこで生活する人々の風習について学習するとともに、厳寒の冬の楽しみ方を子供たちが体験する内容となっております。

また、本年は、上川北部の観光地としてのレベルアップのため、道北観光連盟が実施したツアーの一つとして、国際雪はね選手権の観戦と羊毛製品づくりツアーが実施され、札幌在住者を中心に30名の観光客が冬の土別を訪れております。更に、本年2月には、旭川市の中学生160名が羊と雲の丘において、チューブそりやめん羊工芸館「くるるん」での羊毛製品づくりを体験しております。

今後においても、これらの経験を生かし、国内外のツアーの誘致はもとより、個人旅行者の滞在についても推進するため、土別ならではの魅力のある冬の観光メニューを提供していかねばならないと考えております。

次に、広域的な観光の推進についてであります。本市は本年度、あさひかわ観光誘致宣伝協議会に加盟する中で、旭川周辺地域、富良野地域、そして稚内地域と連携し、道外、国外の観光プロモーション活動を進めております。この協議会において、昨年の秋、稚内、土別、旭川をめぐる首都圏旅行エージェントモニターツアーが実施され、本市においては、羊と雲の丘でのサフォークラムの食事とシーブドッグショーの見学、かわにしの丘しずお農場でのフットパス体験、美し乃湯温泉での宿泊という体験をしていただきました。参加されたエージェントの評判もよく、その後における商談の結果、本年7月には土別での各体験や宿泊をする旭川着稚内発のツアーが商品化される予定になっております。更に、この冬、香港から羊と雲の丘を中心に16団体、533人のツアー客が訪れております。

今後も、あさひかわ観光誘致宣伝協議会や道北観光連盟を中心に広域連携を進めるとともに、本年から加盟を予定しております北海道観光振興機構の事業を活用しながら、通年での国内外

からの観光客誘致を目指し、観光協会とともに、観光ルートづくりとプロモーション活動の取り組みを強化してまいります。

最後に、本市出身の漫画家、高橋しん先生の協力についてであります。若い年齢層を中心に広く全国で知られている方でありますので、当市のPRに御協力をいただければ、その効果は絶大であると認識をしているところであります。大変お忙しい方とお聞きしておりますので、今後機会を見て本市の思いをお伝えし、協力いただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、平成22年度市政執行方針についてのお尋ねのうち、住宅施策についてお答えをいたします。

まず、公営住宅の整備についてであります。総合計画におきましては、安らぎと潤いあふれる生活環境づくりのため、住みなれた地域で安心して生活し続けることのできる住環境づくりを初めとする施策の基本方向を定め、これに基づいて住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画を策定し、その基本理念を「快適で潤いのある生活環境づくり」と掲げ、総合計画との整合性を図りながら、計画を推進いたしているところであります。

お話のありました中心商店街での公営住宅と店舗の複合施設及び家庭菜園つきの高齢者共同住宅につきましては、住宅マスタープランの基本目標として設定しております「まちなか居住の推進」や「だれも安心して暮らせる住環境づくり」の実現に向け、4年間の任期中に実施するものとして、市長のマニフェストに掲げられたものでございます。

公営住宅との複合店舗は、魅力ある商店街づくりやコンパクトなまちづくりのためにも、極めて重要な課題であるとしてとらえており、昨年の第3回定例会で柿崎議員の御質問に御答弁申し上げましたとおり、その供給方法や建設場所の選定、あるいはどのような店舗をどれくらい組み込んで計画すべきかなどについて、具体化するための庁内プロジェクトチームを早急に立ち上げ、まちづくり推進協議会を初めとする多くの市民や商業関係者との協議を重ねながら、しっかりとした実施計画を策定してまいりたいと考えております。

また、菜園つき高齢者共同住宅につきましても、建設場所、構造、規模などを検討するため、関係地域の方々から御意見をお伺いする機会を早急に設けながら、その供給方法なども含めて、十分な協議により地域の意向を反映した整備を目指し、関係部局間の連携もより密にする中で検討を行いながら、新年度中に一定の方向性を見い出せるよう、鋭意取り組みに努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君）（登壇） 私からは、平成22年度市政執行方針のうち、スポーツ合宿の里についてお答えいたします。

スポーツ合宿の里づくりの施策として、選手の育成を図る藤田ランニングアカデミーのようなイベントを継続的に開催できないかとお尋ねがありました。

藤田ランニングアカデミーは、本年5月22日・23日の開催がほぼ内定し、現在準備を進めておりますが、藤田監督初め、野口みずきさん、真木 和さんなど、オリンピックで活躍された著名選手がトークショーや陸上教室の講師として参加される予定であります。

また、第二の野口みずきを目指す選考会には、全道から200名の小・中学生が参加し、体力テストなどに挑戦いたします。北海道の子供たちが第2次選考会に進み、夢の実現の第一歩を踏み出し、更にはイベントを成功させることで、スポーツ合宿の里土別を全国的に発信する絶好の機会として、大いに期待をしているところであります。

当市では、スポーツ合宿の里づくり事業の一環として、平成14年から、土別市で合宿中の実業団の監督、コーチ、選手の皆さんを講師に、市内の小・中・高校生を対象に土別市陸上教室を毎年実施しておりますが、その成果として、土別翔雲高校陸上部は、ここ数年インターハイにこまを進め、特に昨年はリレー種目で全国大会に出場し、全道の高校陸上部でも強豪チームの仲間入りを果たしております。また、土別中学校、土別南中学校陸上部の活躍もめざましく、中距離種目や棒高跳びでは全道優勝をする選手を輩出するなど、一流選手のフォームや練習を直接見て指導してもらうことは選手にとって大きな刺激と財産となり、その成果が着実にあらわれており、今後ますます活躍が期待されているところであります。

議員お話の藤田ランニングアカデミーにつきましては、全国持ち回りの開催のため、土別での継続開催は困難ではありますが、子供たちが一流選手を身近に感じ、夢を持てるような事業を推進していくことは大切なことであると存じますので、今後もJOC（日本オリンピック委員会）、日本陸上競技連盟などの関係団体と連携を図りながら、機会の拡充に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

17番 山居忠彰議員。

17番（山居忠彰君）（登壇） 平成22年の第1回土別市議会定例会に当たり、通告に従い、一般質問を行いたいと存じます。

まず、最初の質問は、民間資金を活用した社会資本整備についてであります。

近年、道内の自治体でも、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、民間資金を活用した社会資本整備を採用する動きが広がってまいりました。人口減や景気悪化で税収が伸び悩み、財政が厳しくなる中、高度経済成長期に建築した数多くの公共施設の老朽化が進行しているからであります。

一方、民間企業側に資金やノウハウが蓄積されてきており、より効率的・効果的なサービス提供が可能になってきたことも背景でございます。北海道や北大、札幌市、旭川市、稚内市、夕張市などで活発に取り組まれているとともに、北洋銀行や中道リースなどがこうした自治体

の活用を後押ししてございます。

P F I は、1990年代後半にイギリスで考案された官民共同、P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の概念から来る手法の一つであり、我が国では1999年7月に法制化されてございます。指定管理者制度の一步先に行くものでありますが、本市においても、環境資源バイオマス事業や廃棄物最終処分場の整備運営などに適用できないか、検討してみる価値があると思っておりますが、市長の御見解をお伺いいたしたいと存じます。

また、すぐに取り組みないとしても、P F I 導入基本指針案を策定し、基本的な考え方や標準手順などをまとめおく必要はあるのではないのでしょうか。岩見沢市が昨年4月に策定した指針では、P F I の4つの効果、低廉かつ良質な公共サービスの提供、新しい官民パートナーシップの形成、民間の新たな事業機会の創出による経済の活性化、財政負担の平準化による事業促進、5つの原則、公共性、民間経営資源活用、効率性、公平性、透明性、3つの主義、客観、契約、独立が明記されると同時に、問題点も指摘されており、非常にわかりやすいものとなっております。本市も庁議などでの議論に着手しても構わないと思っておりますが、お考えを承っておきたいと存じます。

次に、情報格差の解消戦略について質問いたします。

子供の教育や産業の担い手育成ばかりか、広く優秀な人材を誘致するにも、インターネットなど情報通信網の整備は大きな影響力を持つ時代になりました。道内でも、64の自治体が昨年の秋、国の通称I C T 交付金と公共投資臨時交付金の補助適用という強い追い風を受け、光ファイバー整備などを進めてございます。今や、情報通信網は必須の社会インフラという認識が速度競争を促しているとも言えるでしょう。技術の発展が急速に進み、新サービスが次々に始まる一方で、土別市内でもデジタルデバイド、情報格差を訴える農村や山間地域の人々の声は根強いものがございます。

北海道総合通信局のデジタルデバイド解消戦略によれば、ブロードバンド、高速大容量が全く利用できないゼロ市町村は解消されるめどが立っているとするものの、公表推計ではまだまだ多くの多くの世帯が利用できていません。非対称デジタル加入者線A D S L 利用地域とみなされていても、基地局から3ないし4キロメートル以上離れた地点では、速度が大幅に落ちてしまい、ブロードバンドの名に値しなくなるからであります。

本市では、これら情報格差の解消に向け、どのような計画や戦略を練っておられるのか、お伺いいたしたいと存じます。

デジタルデバイド、情報格差克服のいわば切り札とも言えるのが、実は個人向けの衛星ブロードバンドですが、昨年から2つの業者が相次ぎ全国展開をスタートさせました。道内でも、契約者募集を始め、ケーブルの敷設工事費が不要で、山間部でもピンポイントで高速通信実現をうたっています。4月から先行したタイ系のI P スターは、下り回線の速度が最大每秒4メガビット、契約者は小型パラボラ型アンテナの設置工事費を含め、初期費用31万5,000円と月額利用料3,675円から1万5,750円を負担することになります。米国系のB B サットは、10月か

ら募集を受け付け、下りの速度は最大毎秒2.5メガビット、契約者には機器買い取りなら初期費用26万2,500円と月額利用料5,975円がかかることになっています。いずれも赤道線上にある商用静止衛星との間で電波を送受信する仕組みになってございます。

道内では、名寄市、十勝管内足寄町、胆振管内安平町、網走管内大空町の4市町が衛星でのブロードバンド支援に名乗りを上げました。お隣の名寄市は850万円の予算枠を確保し、初期費用の9割を助成するとのことで、30世帯の申し込みを想定してございます。本市でも同様な助成措置がとれないものか、お尋ねするものであります。

また、携帯電話の不感解消が強く要望されている本市の山間部や空白地域対策についても、この際お聞きしておきたいと存じます。

次に、神社への市有地無償貸与について質問いたします。

砂川市が市有地を空知太神社に無償で使用させているのは、憲法の政教分離原則に反するとの最高裁大法廷判断が今年1月20日になされました。全国的に、同様のケースは極めて数多く、いずれも氏子有志が管理しており、神主が常駐しておらず、宗教法人化もされていない地域の氏神様を祭る小さな神社がほとんどで、どの自治体も困惑を隠せません。本市でも、南町神社、登和里神社、南土別神社、下土別神社、川南神社の5カ所が判明しており、これまで土地の譲渡や有償貸し付けを含めて、当該自治会などと相談や検討を重ねてこられたことと思います。

一方、氏子や関係者からは、さい銭だけでは賄い切れず、寄附で何とか管理してきたのに、有償になったのでは維持できなくなってしまうとの心配する声が圧倒的に多いのも事実でございます。市有地になった経緯を十分に調査するとともに、他の似たような自治体とも連携して、よりよい対応策、例えば古くからの文化財扱いなどを考えていただかなければなりません。

何よりもまず、神社だけをねらい撃ちにした最高裁の違憲判決を市はどう受けとめたのでしょうか。そして、今後の解決方法をどのように進めるお考えなのでしょうか、お伺いしたいと存じます。

また、他の市町村の例では、神社だけの問題ではなく、寺院や地蔵や霊園などにも市有地の無償貸与がなされていることが明るみになりました。この際ですから、土別市においても、神社以外に市有地の無償貸与がどのくらいあり、どのように使用されているのかと今後どのような扱いをしていくのかについてお聞きいたしておきたいと存じます。

次に、違法コピーと情報管理体制について質問いたします。

昨年から今年にかけて、自治体でのパソコンソフト違法コピーが極めて多く目立っております。理由は2つあるそうです。1つは、違法コピー撲滅の運動が活発に行われたことで、国際的なソフトウェア保護団体BSA（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス）が内部告発を呼びかけ、社団法人コンピューターソフトウェア著作権協会（ACCS）が全国の首長などにソフト徹底管理の要請書を送付していることでもあります。もう一つの理由は、企業のみならず、自治体でもコンプライアンス、法令遵守の動きが進んだことだそうでもあります。

しかし、何と云っても、北海道庁でパソコンソフトが大規模に違法コピーされていることが

発覚したのは衝撃的でありました。市内のパソコン2万4,000台を調査したところ、マイクロソフトのワード、エクセル4,084本のほか、製図ソフト大手オートデスクのキャド（製図設計支援ソフト）などがコピーソフトでありました。

高橋はるみ知事は、先月9日、年度内に市内の情報管理の実態調査やソフトをインストールした職員の調査を行う方針を明言いたしました。また同時に、5億円以上が見込まれるソフト購入費に公費を充てる考えも示しました。皮肉なことに、道内では、網走市、北見市、紋別市などと続きます。紋別市は、先月22日、市職員の公用パソコンで違法コピーと見られるソフト148本を使用していたと発表いたしました。今月開会の市議会定例会にソフト購入費634万円を含む今年度一般会計補正予算案を提案してございます。

そこで、土別市ですが、やはり市内の情報管理の実態調査やインストールした職員の調査など、状況把握をきっちりとなされたのかお伺いいたします。

また、パソコンソフトは計画的に購入すべきであります。今後、賠償金が生じた場合の対応や更なる情報管理体制の充実強化策もお聞きしておきたいと存じます。

次に、消えゆく自治体スキー場について質問いたします。

不況や財政難に合併などが影響し、日本全国の自治体スキー場が利用客の激減で不況続きだそうであります。先月のバンクーバー冬季オリンピックのスキー競技の華やかさからはとても想像しにくいのですが、自治体がスキー場運営から撤退する動きが相次いでいることに大きな驚きを感じずにはいられません。

新潟県魚沼市や山形県米沢市が赤字経営に陥り、今期ですべての経営から撤退したり閉鎖するそうであります。青森県大鰐町に至っては、スキー場支援で財政が圧迫され、2010年度に早期健全化団体に転落するというから、前途多難でございます。スキーの本場、長野県では、公認会計士らから成る経営支援会議を設立し、今年1月からスキー場の財務分析などを始めたようであります。日本のスキー人口が20年前の約2,000万人から、現在は3分の1の700万人と低迷し、すべてを現状のまま存続していくことは困難との提言をスキー場の今後について県の検討会がまとめ、関係者にショックを与えているとのことでもあります。

ますますスキー場の統廃合が進む可能性が大きくなってまいりました。スキー合宿のまち土別としては、これらの動向をどのようにとらえておられるのでしょうか。また、本市が抱える日向スキー場や朝日スキー場などの過去・現在の利用状況及び将来構想についてお教えてください。

最後に、甜菜の残りかすでの家畜飼料化について質問いたします。

製糖に必要な甜菜の絞りかすなどは、早くから工場でビートパルプなどとして家畜飼料化されていましたが、圃場で根を収穫した残りのビートトップなど、残渣物については大量に発生するものの、水分が多くて腐敗しやすく、堆肥や緑肥として使われるが、飼料としての利用はなかなか困難でありました。最近ではエコフィードの視点から、甜菜残渣の家畜飼料化が研究され、活用もされてきておりますが、本市における現況はどこまで進化しているのでしょうか。

また、大手商社の丸紅と帯広畜大が今年1月に入って、甜菜の葉や茎など、残りかすを家畜

飼料に変える生菌剤、プロバイオテクスを開発し、飼料の自給率向上や低コスト化に一役買おうと、大いに期待されてございます。

今回開発された生菌剤は、パーム油を取り出した後のヤシの繊維に乳酸菌や枯草菌に酵母などをまぜ合わせ、粉末にしたもので、栄養価の面でも効果が確認されたそうですが、これも含め、甜菜の残りかすでの家畜飼料化についての将来展望や市のかかわりをお尋ねいたし、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（岡田久俊君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 山居議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、民間資金を活用した社会資本整備について答弁申し上げ、神社への市有地無償貸与については城守副市長から、情報格差の解消戦略及び違法コピーと情報管理体制については総務部長から、甜菜の残りかすでの家畜飼料化については経済部長から、消えゆく自治体スキー場については教育委員会から、それぞれ答弁申し上げます。

最初に、民間資金を活用した社会資本整備についてであります。

お話のPFIにつきましては、平成11年7月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律が公布され、この法律に基づき、公共事業を実施するため、従来、国や地方公共団体がみずから行ってきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う、社会資本整備と公共サービスを提供する新しい手法であります。従来の公共事業方式では、設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ委託契約、請負契約として、別々の民間企業に発注し、または公共側がみずから実施するのが一般的でしたが、このPFIでは、設計から運営までを一体の契約として締結し、1つの事業者が一括して行うことが通例とされております。

PFIは、公共事業の企画段階から施設等の整備、サービスの提供、事業終了に至るまでの長期にわたり、官と民が目指すべき方向を共有し、互いの能力に応じて役割と責任を分担することによって、事業期間を通じたコストの縮減と質の高い公共サービスの実現を図る事業手法であると言われております。PFIが施行されて以来、道内でも旧留辺蘂町、置戸町、訓子府町の3町による一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業を初め、札幌市、稚内市、旭川市など7市町で公共施設の整備にPFI事業が導入されておりますが、一部では課題や問題点も指摘されているところであります。

まず、公共側の問題としては、募集から契約までの手続が複雑であること、事業者と契約するまでに時間がかかること、単年度予算主義の原則と調和しないこと、長期債務負担行為の設定における後年度負担が累積し、財政の硬直化が起こる可能性等があること。一方、民間側での問題点としては、募集から契約までの手続が複雑であり、具体的な事業計画を提案するための入札費用等がかさむこと、公共からのリスク分担の要請が高まること、契約の複雑さとリスクの高さから対応可能な事業者が限定され、中小企業レベルでは対応できない可能性が高いといった指摘があります。

とりわけ、地方自治体における特有の課題として、地元企業がPFI事業に参入できないケースも見られます。これまで公共施設を建設する際には、建築工事と設備・電気工事など、工種により工事を分離し、更に工区も分割するなど、地元企業の参加機会が拡大できるよう手だてを講じてきましたが、PFI事業の場合、多くのケースで大手ゼネコンを代表とする企業連合体が数多く入札に参加し、受注しており、地元企業は下請による参加、あるいは事業に参加できないケースもあって、公共事業が減少する中であって、地元業界を初め、地域経済に与える影響も大きなものがあると言われております。

したがいまして、仮にPFI事業を用いて公共施設の整備及び施設運営を民間にゆだねた場合、少なからず財政的な負担軽減につながる効果を有してはおりますが、PFIを取り巻く行政課題のほか、市内建設業界に及ぼす影響などを考えますと、今後計画しているバイオマス利活用施設整備事業や廃棄物最終処分場、(仮称)環境センターの整備については、計画どおり、国の助成金、あるいは起債を用いて施設整備を進めることを基本とし、同時に既にPFIを導入した自治体の状況も調査しながら、整備手法を検討してまいりたいと考えております。

次に、岩見沢市のPFI導入基本指針を参考に、本市でも指針を策定し、PFIに対する基本的な考え方や標準手続などを取りまとめるべきとの御提言であります。

PFI導入基本指針の策定につきましては、事業化に向けての必須の指針であることは認識しておりますが、全国自治体での導入件数も平成14年から16年をピークに年々減少にあることに加え、事務手続の煩雑さも指摘されており、これを解消するため、現在、国において地方自治体が使いやすいPFIになるよう、法の改正も視野に入れ、6月をめどに中間報告をまとめるとの報道がありました。これらPFI法の改正項目が明らかになった時点で、改正内容等を精査し、本市での導入の可能性について、改めて研究してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 城守副市長。

副市長(城守正廣君)(登壇) 私から、神社への市有地無償貸与についての御質問にお答えをいたします。

砂川市の神社への市有地無償貸与が政教分離に反するとの最高裁判決についてのお尋ねがありました。

これまで、政教分離については、住民訴訟などにより全国各地で裁判が行われ、さまざまな判決がなされてきたところであります。特に昭和52年、戦後最大の宗教裁判と言われる津地鎮祭訴訟の最高裁判決では、「神社は戦前には国家財産だったことや日本人が受け継いだ伝統、文化、慣習と密接なかわりを持っていることを背景に、政教分離を完全に貫くと社会生活の各方面に不合理が生じる」との理由から、「社会通念の範囲内で判断すべき」とされ、各自治体等においても、この判決を基本としてきた経緯がございます。

本市の市有地の神社使用につきましても、歴史は古く、小学校廃校により神社を移設したもの、終戦直後に民有地に神社を建立後、市に寄附をされたものと、さまざまありますが、開

拓時代に大変苦勞された住民の精神的なよりどころとして、五穀豊穡や無病息災を願う場として建てられた神社が多く、その規模も小規模であることから、市といたしましても、こうした住民の気持ちを酌む形で無償貸し付けを行ったものであります。貸し付けに当たって、行政として特定の宗教を援助する意図がないことは申し上げるまでもなく、このたびの判決は多くの自治体に波紋を与え、地域住民にも困惑が広がったものと考えております。

ただ、違憲の判決が最高裁で示された以上、是正は必要なことであり、今後の対応について、これらの自治会及び神社関係者と協議をしてまいりましたが、いずれの自治会も土地購入は困難であることから、有償にて借り受けたいとの意向であり、雪解けを待って、神社敷地と自治会活用地との境界を双方立ち会いの上、面積確定後に有償貸付契約を締結することで合意に達したところでございます。

次に、その他の市有地の無償貸与についてであります。国、北海道の各出先機関、上川北農業共済組合、てしおがわ土地改良区、シルバー人材センターなどの事業所、駐車場敷地のほか、自治会館、保育園、多目的広場など、71団体に貸し付けいたしておりますが、いずれも公共的な使用内容であり、お尋ねにありました寺院など宗教に係る土地の無償貸与はないものであります。

また、行政財産として、東山墓地ほか18カ所の共同墓地があり、希望される市民が無償で使用しているところでありますが、信仰の有無にかかわらず、あくまでも市民への行政サービスとして実施をしておりますので、政教分離の原則から逸脱するものではないと考えているところでございます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、情報格差の解消戦略及び違法コピーと情報管理体制についてお答えいたします。

まず初めに、携帯電話の不感地域解消についてであります。

本市の携帯電話不感地域は、上士別町大和地区、朝日町北線地区、登和里地区、茂志利地区、三栄地区であり、温根別町北線地区、白山地区については、1事業者の携帯電話だけが通話可能な地域となっております。

そこで本年度、国の地域活性化・公共投資臨時交付金事業により事業を計画し、22年度繰り越し事業として、上士別町大和地区、朝日町北線地区、登和里地区及び岩尾内湖白樺キャンプ場の不感地域に市が伝送路の整備を行い、電信電話事業者が基地局を整備することで不感地域の解消を図ってまいります。また、朝日町茂志利地区、三栄地区については、受益戸数の関係から、今回は対象外となりましたが、地域からその解消についての要望もあることから、電信電話事業者に対し、整備促進をお願いしているところであります。

次に、デジタルデバイド、情報格差についてであります。

国は、情報通信に係る新たな戦略であるIT新改革戦略において、2010年度までに光ファイ

パー等の整備を推進し、ブロードバンドゼロ地域を解消するとの目標に向け、取り組んでいるところであります。

そこで、本市の状況であります。平成13年、市街地にADSLサービスが開始され、多寄町、朝日町、上土別町にも順次サービスが開始となり、更に平成19年からは光ファイバー回線が市街地の東側に整備されたところであります。しかしながら、この光ファイバー回線の加入者数が電信電話事業者が定めた加入者より少ない結果となり、市街地の西側については光ファイバー回線の整備が進んでいない実態にあります。また、整備がおくっていた温根別町については、昨年からは携帯電話の基地局を活用した高速インターネットサービスが開始されているところであります。

山間地域を初めとする情報格差の解消についてであります。本市では平成19年12月に土別市情報化計画を策定し、情報格差の解消やその推進に当たっての対策などについて取り組みを進めており、さきに申し上げました上土別町大和地区や朝日町登和里地区などに整備される携帯電話の基地局を活用し、来年度、高速インターネットのサービスが開始となります。残る朝日町茂志利地区や三栄地区などについては、引き続き電信電話事業者に対し、情報格差の解消に向けて要望してまいりたいと考えております。

次に、衛星ブロードバンド支援や携帯電話の不感解消に係る山間部や空白地域対策についてであります。

議員お話のとおり、衛星ブロードバンドとは、中山間地などの地理的条件の厳しい地域において、衛星回線を活用し、ブロードバンドを提供するもので、このサービスを利用する場合、通信業者や速度によって異なりますけれども、おおむね初期費用として約30万円と月額約1万円の利用料金がかかり、その回線速度はADSL回線と同程度の接続が可能となることから、高速接続が困難な地域での情報格差解消として期待されているところであります。

そこで、衛星ブロードバンド支援であります。衛星ブロードバンドはアンテナ設置などの初期費用が他のサービスと比べて割高となります。また、さきにお話ししましたとおり、温根別町、上土別町大和地区、朝日町登和里地区については、高速インターネットの整備が進むわけではありますが、ブロードバンドについては、茂志利地区、三栄地区を含み、依然として未整備地区となるところであり、世帯数も約260世帯と多いことから、仮に市が衛星ブロードバンドの支援を行う場合、多額の費用がかかることになり、市単独での支援は難しいものと考えております。すべての市民が情報サービスをひとしく享受できるよう、整備を図ることは重要なことであり、ブロードバンドゼロ地域や携帯電話不感地域の解消に、国に対し支援制度の創設を要望するなど、今後とも鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、違法コピーと情報管理体制についてであります。

国は、知的財産基本法に基づき、知的財産推進計画を策定し、知的財産の創造、保護及び活用に取り組んでおります。このような中、違法コピーは、世界においても大きな問題として取り上げられております。道内においても、1台のパソコンでしか使用が許されていないソフト

を複数のパソコンにインストールする、いわゆる違法コピーが現在、道庁、北見市、紋別市、釧路市などで次々と発覚している状況にあります。

そこで、本市の情報管理のあり方ではありますが、パソコンなどのハードについては総務課で一括購入し、備品管理を行っております。一方、ソフトについては、一般的に使用する文書作成ソフトなどはパソコン購入時に既に組み込まれておりますが、個々の業務で必要となるソフトについては、その都度、各部署でソフトを購入し、管理運用している状況にあります。

また、職員の使用状況調査についてであります。本市では、基本的には違法コピーを使用していないと考えておりますが、全庁のソフト等の管理状況を把握するため、1月から職員が使用しているパソコンにインストールされているソフトと各部署で購入しているソフトとの突合作業を現在行っているところであり、年度内には取りまとめを終わらせる予定であります。ソフトの管理を行うことは不正行為の予防に極めて必要でありますので、今後においても厳格に実施してまいりたいと考えております。

次に、計画的な導入についてであります。パソコンの基本ソフトについては、現在、庁内にバージョンの異なるウィンドウズが数種類混在しており、その統一を図るため、平成20年度19台、今年度23台、来年度の予定として32台のパソコンを年次的に更新しております。また、既存ソフトのバージョンアップや新規ソフトの導入などについても、ソフトの互換性を図るために計画的な導入をしてまいりたいと考えております。

次に、賠償金についての考え方であります。

文書作成ソフトなどは、原則として、1つのソフトは1台のパソコンにしか使用することができませんので、そのソフトを複数のパソコンにインストールして使用することは著作権の侵害に当たることになり、故意または過失により著作権を侵害した者に対して、損害の賠償が発生することになります。

そこで、仮に賠償金が生じた場合であります。違法コピーが行われることは、社会的信用にも大きな影響を及ぼすこととなり、自治体としては法令遵守を徹底していくことは当然のことであり、決して許されるものではありません。しかしながら、仮にこうした事態になったときには、違法コピーを行った経緯や状況などを踏まえ、真摯に検討してまいりたいと考えております。また、一方では、情報管理体制の充実強化策として、違法コピーについての認識を高めるための周知を行うとともに、今まで各部署単位で購入・管理していたソフトについては、パソコンの管理と同様に、総務課でコンピューターソフトウェア管理台帳を作成するなど、一元的に管理してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から、甜菜の残りかすによる家畜飼料化についてお答えをいたします。

甜菜から出る残渣物につきましては、圃場から収穫する際に発生する葉や茎として切り取ら

れたビートトップ、製糖工場からは既に飼料化され、流通しているビートパルプや生パルプのほかに、残渣物といったしましては、砂糖の原料として利用できない劣化ビート、葉、根の先端部分のテールチップなどがあります。

そこで、本市でのこれらの利用状況についてでございますが、圃場で発生するビートトップにつきましては、全道的にもすべて圃場にすき込んである状況にあり、平成21年度の本市における発生量を試算しますと、甜菜の作付面積586ヘクタールに対し、2万5,000トン程度がすき込まれ、緑肥として処理されております。また、製糖過程で排出される絞りかすのビートパルプは、乾燥パルプや生パルプとして農家へ飼料用として、あるいは配合飼料の原料として、すべて使用されております。また、平成21年度の全道の甜菜の作付面積6万4,000ヘクタールのうち、日甜士別工場では5,300ヘクタールの集荷実績となっております。

そこで、日甜士別工場では、毎年、搬入調整の際に、生産農家の保管期間中に表面部分の凍結・融解により変色した劣化ビートや葉、テールチップが年間約4,500トン発生し、平成20年度まではこの全量が農家への堆肥原料として供給されておりましたが、昨年、日甜より、このうち、土砂の混入もなく、飼料として利用可能な劣化ビート、葉、テールチップ約1,500トンについて、飼料として利用できないかとのお話があり、その後、市内酪農家へ利用のとりまとめをしたところ、近隣の酪農家で構成する放牧酪農研究会により、飼料費の削減対策のため、利用の申し出があったところであります。

そこで、昨年12月からは、利用が容易となるよう、あらかじめ日甜で破砕処理を行い、酪農家ではトン100円で購入し、その後は生での給与や堆積発酵によりサイレージ化するなど、他の諸飼料などと混合して給与が開始されたところであります。今後とも継続的な利用体制が整ったところであります。このほか、土砂まじりで飼料化が困難な葉とテールチップ約3,000トンは、従前どおり堆肥の原料として耕種農家に販売され、堆肥化による農地還元が主体となるものと考えております。

これらのことから、工場から発生する残渣物については、すべてが再利用されているところですが、議員お話のように、圃場にすき込んであるビートトップの有効活用方法として、長期間、飼料として保存可能となるような添加物質、生菌剤を利用することにより、家畜飼料に向けた新たな技術開発がなされ、大きく期待をしているところであります。

ただ、収集体制の確立が課題とされておりますので、本市のような地域では、収穫時期が降雪間近になるなど、残渣物を機械的に収集する仕組みづくりが求められておりますことから、これらの課題解決により、甜菜作付農家での収益確保とともに、畜産農家でのコスト削減と飼料自給率の向上につながるものと期待されているところであります。特に、甜菜は、本市において、畑作経営の安定と輪作体系を確立する上で欠かすことのできない基幹作物でありますし、製糖工場を有する本市の利点も生かし、日甜士別工場とも連携をとりながら、多量に発生する残渣物などの有効活用に向け、研究の成果が早期に確立・普及されるよう望むものであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 私から、スキー場の御質問にお答えいたします。

まず最初に、土別市のスキー場の歴史と利用状況についてであります。昭和33年に国設上土別スキー場、昭和35年には西土別町に学田スキー場を開設し、昭和43年に学田スキー場に本市最初のリフトが設置され、多くの市民が殺到し、スキー場は大変活況を呈しておりました。

昭和55年には、日向スキー場、朝日スキー場が相次いでオープンし、昭和63年には日向スキー場に第2リフトが設置され、今日に至っておりますが、一方で日向・朝日両スキー場のオープンに伴い、平成3年に国設上土別スキー場が閉鎖、平成15年には学田スキー場が利用者の減に伴い閉鎖となったところであります。

近年の少子化の影響とスキー人口の減少により、近隣のスキー場では剣淵町のびばからすスキー場が平成19年に廃止されておりますが、日向スキー場の利用者につきましても、平成3年の49万8,000名をピークに年々減少し、平成18年には20万人となりましたが、その後は微増傾向で推移しており、平成20年度では24万9,000名となっております。また、朝日スキー場においても、昭和55年のオープン時の17万7,000名をピークに減少し、平成10年には2万3,000名となりましたが、翌年には3万8,000名に増加し、その後はほぼ横ばいで推移している状況であります。

現在の日向スキー場と朝日スキー場の主な利用内容といたしましては、両スキー場とも一般スキーヤーの利用のほか、地元小・中学校のスキー授業を初め、公民館活動、スキー連盟の基礎スキー講習や検定会、アルペン少年団活動や市外からのスキー合宿が行われており、特に日向スキー場は降雪が早く、積雪量も多いことから、道内の自然雪のゲレンデスキー場の中でも早くオープンできることから、オープン時期は札幌を初め、市外からも多くのスキーヤーが訪れております。

また、日向スキー場を会場に行われている全日本スキー連盟公認のスキー学校には、市内外から毎年270名を超える児童・生徒が入校し、スキー技術を磨いておりますし、朝日スキー場は地元アルペン少年団の拠点となっており、近年では、全国中学スキー大会や全国高校スキー大会への出場選手及び全日本ジュニアナショナルチームメンバーを地元から輩出するなど、スキー界での土別市の知名度が上昇している状況であります。

議員もお話のように、全国のスキー場が廃止や休止に追い込まれている中、スキーを取り巻く環境は年々厳しさを増している状況ではあります。このような時代だからこそ、本市のスキー場の優位性を最大限に生かし、スキー場が冬季スポーツの拠点となるべく、道内外の大学等のスキー合宿誘致を視野に入れ、スキー人口の拡大を図る中、利用客の増加に努め、一般市民にとっても冬期間の体力増進の活動の場として親しまれるよう、よりよい施設整備を計画的に進めながら、当面は両スキー場の運営を推し進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時31分散会）